

平成30年勝浦町マラソン議会（みかん会議）会議録第2日目

1 招集年月日 平成30年11月13日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 11月13日 午前9時30分 議長 籾 公一

散会 11月13日 午後4時15分 議長 籾 公一

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	教育長	市川公雄
企画総務課長	山田徹	税務課長	久木喜仁
福祉課長	岡本重男	産業交流課長	海川好史
住民課長	中瀬弘晴	建設課長	松本博文
教育委員会事務局長	笹山芳宏	勝浦病院事務局長	笠木義弘
会計管理者	後藤信之	地方創生推進室長	石木正昭

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 河野稔彦

1 議事日程（第2号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 町政に対する一般質問

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで（第2号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（節 公一君） 皆さんおはようございます。

今日は傍聴に更生保護女性会の皆さんを初め、来ていただいております。どうもありがとうございます。傍聴の方もおられますので、質問及び答弁は簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

なお、議会の配信の関係で、放送のことで秋山さんに議場での立ち入りを許可しますが、最小限のことでということで議事進行に邪魔にならないような配慮はよろしくお願ひしたいと思います。一応許可しておきますので、ご了承ください。

ただいまから平成30年勝浦町マラソン議会みかん会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（節 公一君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

監査委員から平成30年10月定例監査の結果について報告書が提出されていますので、ご報告しておきます。

法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは、野上町長，市川教育長，山田企画総務課長ほか関係課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（節 公一君） 日程第2，町政に対する一般質問を行います。

通告表の順序に従って発言を許可します。

3番議員美馬友子君の一般質問を許可します。

美馬友子君。

○3番（美馬友子君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、11月みかん会議での一般質問を始めます。

きょうは女性の皆さんが傍聴にお越しくださっております。更生保護女性会の皆さん、町民の声、キャッチボールでの意見交換会、そしてまた先日の軽トラ市での販売はお世話になりました。お天気もよく、たくさんの人出もあってにぎわいを見せていただきました。みかんが色づき、勝浦の町が一番輝く季節ではないかと思っております。もっともっと町が活気づくためには、役場の職員は重要な大切な人材だと思っ

います。町長が30日の議会冒頭に、行政運営に心配をかけている、組織体制と改革に取り組むと挨拶されました、またある地元の説明会での会議の運営が不手際で申しわけないとも言われました。昨年のみかん会議11月に野上町長はこの席にはおいでませんでした、私は職員の笑顔が減ってきている、町民から役場は大丈夫なのかといった声が聞かれるようになったので、職員確保が必要な時期が来ているのではないかと訴えました。まちづくりは人づくりです。今回は職員の課題と障害を持った子供たち、地域住民が暮らしやすい病院改築と通告に沿って質問を始めます。

このスライドは7月の広報です。昨年、職員を募集するときにはどんな人材が欲しいのかPRしてほしいという声に、今後の勝浦町を背負うことのできる、そして伸びていける人材、成長している人材に期待している、そんなことが募集等に反映できればと課長からも答弁をいただきました。この広報を見て、本当に久しぶりにわくわく感がありました。勝浦が大好き、そんなあなたを待っています、熱意を持って町民のためというキャッチフレーズは、すごくいいものを感じ取ることができました。やる気のある方が受検されたのでしょうか、春が楽しみです。

それでは、企画総務課長にお聞きします。

勝浦町の人材育成基本方針はどのようなものか、なければつくる必要があると考えていましたが、平成15年に基本方針はつくられておりました。見直しもされていないようなので、余り活用されていなかったのではないかと思います、町は今どのような人材が必要なのか、自分がどのように育っていけばよいのか、職員にわかりやすく明確に示すことが必要と思われまます。人事評価にもこのことは必要なことであると考えます。誰もが活用し、わかりやすい基本方針を示してほしいと思いますが、どのようなお考えなのでしょうか。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 勝浦町の人材育成基本方針につきましては、平成15年4月に策定をされております。若干時間は過ぎておりますけれども、この方針の大きな内容といたしましては、人材育成の方策、それと研修の充実、多様化、それと推進体制の整備というふうな大きな3つの部分を示しております。特に今回の人材育成というふうな中では、その方策の中に若干示されておまして、人を育てる環境、それと人事管理、それと仕事の進め方、これらの3つを柱として方針が示されてお

ます。この中に、時間はたっておるんではございますけれども、今上部団体というか、県、国のほうに職員を出向させて研修させること等も含めて入っております、そういうふうな部分には取り組んできているような状況ではございます。ただ、策定いたしましてからもう10年も過ぎていくということで、細かい部分につきましては、やはり今の現状に若干合っていない部分が出てきてはおります。そういうふうな部分も踏まえてローリングをしていく、毎年という早過ぎるかもわかりませんが、人材育成について、時代の流れに合わせ、それと中の役場の環境、これらを踏まえた中で、全体を見直してローリングをしていけるような方向にしていきたいと考えております。また、特に人を育てる中での研修というのは非常に大きな部分であろうと考えておりますので、こちらのほうも職員研修計画、こちらのほうもローリングをしていく格好で、年度目標等も設定しながら新しいものをつくるように既に取りかかっているところでございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） このスライドは一例なんですけど、今日々の業務をこなして、目の前の成果だけを見ているのではないかと心配されることがあります。今も仕事の進め方も方策の中の文章として明確に示しているということでしたが、行動の目標設定がないために、本当にアイデアとか資質向上にまでつながっていないのが今の現状ではないかと思われまます。人事評価とは、このような人材育成の仕組みと私は考えています。能力に応じた仕事や役割を与えることと正確な評価を行うことだと思います。そのためにも、職員の皆様に文章だけではなくて、このフローチャートみたいに目で見える、視界に訴えてほしいと思います。求められる職員像は、どんな人材がいるのか、目指すものは何か、そして役場の取り組みでいろんな取り組みがあります。どのようにそれが職員が育っていけばいいのか、業務に対する意識や能力をどの方向に向かっていくものか、制度は本当につくるよりも運用し始めるほうが難しいんですが、本当にいろんなことを今課長が説明されておりましたが、基本方針の目指すところは何かのでしょうか。そこに行くような行動指針まで具体化されたものがありますか。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 今方針の中でのお話をさせていただきましたが、議

員さんのほうからおっしゃられたように、人事評価、こちらのほうの占める部分も非常に大きいかと思えます。今人事評価のほうでは、若干重なるかもわかりませんが、いつまでに何をどうするっていうふうな目標設定をご本人のほうに立てていただくようになっております。それを管理者、課長が主でございますけれども、課長が面談をして、その方向が正しいのかどうか、できるのかどうか、目標が高過ぎないか、低過ぎないか、そこらを確認しながら目標設定をいたしまして、年度末にそこらのできたかどうか、そういうふうな格好で評価をしてくようなことで進めております。

あと、どういうふうな職員になってほしいかということでございますが、住民の方のニーズというのは多種多様化いたしております。そういうふうな中で、その状況に応じて、みずからが考えて行動できる、そしてその中で成長をしていけるような職員、余り抽象的ではございますけれども、前にも先ほど議員さんのほうからもご紹介がございましたけれども、考えて行動できる職員という部分が大きな部分ではないかと、方針の中も基本的にはそういうふうな部分でないかというふうに私のほうといたしましては認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 人事評価を活用して、早く目標設定して、どこに進むべきかということ自分で明確に文章化することでまた意識も変わってくることもあるので、しっかりと人事評価を生かしてほしいと思います。それは管理能力も問われるということですので、しっかりと皆さんも研修してほしいと思います。

それでは次に、適切な人員配置かどうかということで、これは去年私が人員確保が必要ではないのかという昨年の古い資料なんですけど、ことしも新人職員が4人も入っていますが、職員数は少しふえていると思うんですけど、行政改革で職員数も随分と減らしてきたようですが、住民のニーズも多様化して、業務も複雑化され、業務の洗い出しもしないままに業務を減らさず、業務がふえつつあるのではないのでしょうか。人員を確保する時期が来ているのではないかと思われそうですが、この職員数の現状で各課の役割、業務に似合った職員数かどうかお聞きしたいと思います。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 職員数につきましては、基本的にある程度の限られた中的人数でサービスを提供していくというのが基本であろうかと思っております。そういうふうなことで、常に心がけて人員配置、業務に職員も含めて取り組んできたところでございます。しかし、最近の地方創生云々で競争的な各他町村との競争とかそういうふうな中で、業務数がふえていることにつきましては現実でございます。そういうふうな中で考えると、現在の職員配置では、話が変わりますけども、派遣、求職等も実際には考えていかなければならない時代も来ていると思います。そういう中で、各課には、少しどうしても負担が大きくなっている状況であると思います。それによって業務はふえますけども、一つ一つの個体のサービス内容自体が下がっていることはなかなか否定できないところであろうかというふうには考えております。そういう中では、職員数の増も含めた定員管理計画の見直しを行って、住民サービスの維持、また職員を育てるという意味でも、職員数増も含めた定員管理の見直しが必要でないかというふうに考えております。

○議長（節 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 定員管理の見直しができるということですので、今住民の信頼を取り戻さないといかんことが少しずつのようにふえてきているような感じがするんですが、信頼を取り戻すにはエネルギーとか時間がかかります、しかしその仕事は人でないとできません。助け合いながら役割の果たせる職員を育成してほしいと思います。しっかりと職員定数を考えてほしいと思います。

次に、これは職員年齢構成です。

計画的な職員採用はできているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（節 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 職員採用につきましては、定員管理計画の中で現状維持というふうなことですと進んではきております。ただ、職員採用に当たりまして、年齢の制限というのはなかなか設けにくいところもございまして、よい方を選びたいというふうなことで職員を採用いたしてきました。そういう中で、議員さんが示されているように、どうしても偏り、30歳代あたりからが多く、20歳代が少ないような状況となっております。ただ、現状を見るとこういうふうな偏りがありまして、退職が急にふえるとかという時期がやがて来るのかなと、過去にも何回かございました

けれども、それによって引き継ぎあるいは業務の停滞が起こってきたということは否めない事実ではないかと思っております。ただ、よい職員ということで、年齢構成だけでは一概に言えませんけれども、そういうふうなもののある程度調整ができるようなことも考えながら、この後の職員管理計画のほうも考えたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） この年齢は、一番上から見ていきますと、50歳、54歳、45から49歳あたりの方が次の管理者ということで、この年齢の方に次の管理職を任せるような人材育成が本当にできていっているのかという面も含めて、この年代、この年代に合った人材育成ができていっているのかということも含めて、この年齢構成を聞かせていただきました。そのことも考えていろいろと施策を打ってほしいなと思います。

それでは次に、宿直の業務委託をしたらどうかと昨年に引き続き質問をします。

その後検討されたのでしょうか。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 現在宿直業務は、大きく分けて夜の当直と昼間の日直とに分かれます。夜の当直につきましては、男性職員だけでやっております。どうしても男女問わず採用させていただくようなこと、よい人材を採用してきている結果、男性職員が若干減ってきているような格好になりまして、業務の増加も含めまして、職員の健康管理にも若干影響が出てくるような状況になっていると思います。そういうふうなことも踏まえまして、現在宿直の負担軽減を図る、そして本来業務の維持またあるいは充実を図りたいということで、民間委託ができないか今勉強をさせていただいております。本来住民サービスをするための職員でございます。そちらのほうにより一層傾注できるためには、宿直業務の委託というのはもう避けて通れないような状況になっているというふうに感じておりまして、そういうふうな検討を今させていただいております。ただ、やはり経費も要ります、そちらのほうはまた議員の皆様にもご協力、ご理解をいただきながら進めていくようになるかと思っておりますけれども、大きな方針といたしましては、受けてくれるところというのが確かに難しい部分も若干あるんですけども、外部に委託するというところで進めてさせていただいているところではございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 民間委託を考えているということで、本当にこれは予算が要ることですが、職員の負担軽減をして、その分昼間しっかり働いてもらうことができるように、外部委託した効果を出してほしい、結果を出してくださらなければ予算を通した意味がないということで、これからきっとそういうことまでも検討されると思うんで、しっかりと効果が出るようにしてほしいなと思っております。

それでは、この人材育成について、町長に最後に伺います。

町長は、町を元気にするために、職員を守って育てると言って町長になったわけですから、しっかりと役目を果たしてほしいです。職員の人材育成の計画、実施はどこまで進んだのか、今後どのように進めるのかお聞きしますが、その前に、29年度の決算でも未執行という大きなアクシデントがありました。このハインリッヒの法則をご存じでしょうか。一つの一番上の三角、ピラミッドの上の1つなんですけど、重大な事故、大きな事故が起きるまでにひやりとする中規模の事故が29回起きて、そうしたひやりする事故が起きるまでには、はっとするようないちや二やと危険な出来事が300回起きているというものです。別名ヒヤリ・ハットの法則と言われております。はっとするようない出来事の段階で、一番下の段階で予防策をしていけば、中度な事故は起こりません。もし中度な事故が起こったときに対策を講じておれば、重大な事故は起こりません。そういうことを事故を防ぐために、労働災害の防止に使われていますが、私たち医療職もインシデント、アクシデントの対策にこのことは生かしてきました。小さな問題やまずい出来事を放置せず、きちんと対処していくことが大切であるということです。大きな事故が起きたということは、小さなミスや軽度のミスがたくさん埋もれていると考えられます。組織として何が欠如してこのような事態になっているのか、対策や改革を急ぐべきです。人材育成の計画や実施は、そして今後はどのように進めていくのか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 改めまして、おはようございます。

今、美馬議員のほうからの職員の人材育成ということでございます。

今までこのスライドの中にもあったように、また山田課長から申し上げたように、

やはりこういったことが起きないためにも、みずから自分の業務を考えてもらう。就任当初から私が申し上げておいたのは、まず自分の業務が誰のためになされているかということで、多分今までは少し仕事のために仕事をしているというような状況が多かったのではなかろうかというふうに感じております。このために、まず各地区を若い職員にも覚えてもらうということで、若手職員による担当地区の地区研修、地域研修ということで回っていただきました。また、課題に対応するためということで、これはある一定の年齢の経験した職員に、グループ研修ということで今回自分で課題を見つけて、その対応策というのを考えていただきたいということで、以前に行っていたグループ研修というのを復活させてみました。こういった成果というのはいくらかの判断かなというふうには思いますが、もう少しこれは続けていきたいというふうにご考えております。何より今勝浦町規模の町村であれば、そこの職員は、自分の業務、仕事、それを自分が発案して、完成までやり遂げることができる、例えば大きな県であるとか国であるといったところであれば、いろんなところから意見が入ってきて、自分一人の考えでやっていくというのは難しい状況ですが、勝浦町の場合、そういったことが自分の仕事というのにプレッシャーもかかっているんですが、自分自身がやっつけていこうというような方針を決めれば、そのとおりに動いていけるだけの町村であると、ということはそれが遂行できれば、目標を達成できれば、その充実感も大きいのではなかろうかというふうに考えます。こういったことが感じられるような職員というのを育てていきたいというふうに感じております。こういったことで、今後の人材育成については進めていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（節 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 業務は誰のためにしているんだと、中心は住民なんだということが見えてきたとは思いますが、若手職員の地域担当に派遣した、そのことをまだ続けているとは思いますが、この間の町民体育祭でその担当者がテントの中でお世話になりました、次はどこの家に行くけんというようなことをしゃべってくれた若手がおったのでしょうか。そんなことが地道なことを続けるということが人材育成ではないかなと思っております。この間視察にちょうど行くときに、4人の若い女性のグループ研修にちょうど出くわして、発表をすごく楽しみにしております。しっか

りと町長は現場の職員を見て回ってほしいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

今年度予算に肢体不自由児の入学受け入れのために小学校の特別支援学級を新たに新設するための環境整備の予算が補正されました。春には支援員の方も雇用されると思いますが、手をつなぐ育成会では、障害を持った子供の保護者の方と2カ月に1回おしゃべり会を開催しています。子供の発達のことや子育てや学校の悩みなどを話し合っていますが、この間も小学校にみんなと一緒に通えるようになったんやな、よかったなと喜んでいるところですが、いろいろ町の課題もあります。障害児は、就学前は児童発達支援に通い、小学生になれば学童保育または放課後デイに通うようになりますが、障害児の放課後は、町内に居場所がありません。児童発達支援、放課後デイとともに町外に出向いていかなければなりません。放課後デイの施設はできるんでしょうか、保護者の方は困っています。どのようになっているのか福祉課長にお聞きしたいと思います。

○議長（笹 公一君） 岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） 放課後デイサービスにつきましては、平成29年3月と平成29年8月に放課後デイサービスを視察に参りました。場所としましては、阿南市2カ所、徳島市1カ所でございます。阿南市の場合は、民家を購入して改装した施設や新築して設置した施設、それから徳島市は、古い病院を購入しまして改装した施設となっております、それからグループホームを併設した施設もございました。その中で私が見に行ったのが徳島市の1カ所でございますが、利用している障害児のお子さんも楽しそうに過ごされておりました。非常によい施設ということで考えて帰ってまいりましたが、過去の経過でいいますと、放課後デイサービスを実施するためには、療育手帳を持っている障害児が約10名利用していただくことが赤字運営にならないために必要と考えております。このことから、町内あるいは勝浦郡、そして上勝町を含めて考えても、なかなか10名の利用というのを確保するのが難しいということで、町内での設置というのが非常に難しいという答弁をさせていただいております。そのため、3市に隣接する放課後デイサービス施設を利用させていただくために、移動支援についてのサービスを保護者の方と十分話し合いをさせていただいて、対応をしていきたいと考えております。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 療育手帳がなくても放課後デイは通えるわけですよね、それでいわゆるグレーゾーン的な方も通える、療育手帳がなくても通えるというのが書かれておったと思うんですが、療育手帳がないと放課後デイは通えないんですか。

○議長（笹 公一君） 岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） 議員の言われるとおり、発達障害等のお子さんも通えるんですけども、運営のほうの収入で考えますと、やはり療育手帳を持っておられる障害児の方が一定数おいでないと、運営費はずっと赤字になっていくということになってまいります。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） これは29年2月に私たちがアンケートをした結果なんですが、勝浦郡内に放課後デイサービスが開設された場合、利用してみたいですかという問いの答えの方が、これはこの数を見ても10人も足りないののでできないという考えでいくんですか。

○議長（笹 公一君） 岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） アンケートの結果につきましては、平成29年4月4日に育成会の代表の方々から町のほうへ、当時の町長、副町長、教育長、福祉課長、それから担当ということで受け取りをいたしまして、ご要望もお聞きしました。それで、今アンケートにございますように、はいと答えている方が10人を超えておるんですけども、先ほど私が答弁しましたように、その方々全てが手帳を持っているとか、あるいはこの段階で発達障害のほうの診断があって、利用するという方の人数ではなく、気にかかるという方も含めての利用の範囲だったと思います。それで、実際に運営するとなると、やはりそこらあたりが手帳を持っている方あるいは診断を受けて、実際に利用したいという方になってまいりますので、今現状でいいますと運営については難しいかなと担当課長としては考えております。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 児童福祉法の改正で平成24年4月施行によって、小学校から高等学校に在籍する障害のある子供が利用する放課後等デイサービスが始まったわけですが、発達障害者支援法には、障害のある子供たち一人一人の特性を理解し、いじ

めや差別が起きない学校や社会づくりを進めるには、教育と福祉などの関係機関と家庭が連携して情報を共有し、地域において一貫した支援を行うことが大切であるということがしっかりと書かれております。これは、発達障害に限らず、さまざまな状態にある障害のあるお子さんたちについても同様のことが言えると思っております。しかし、障害のある子供を育てることがほとんど家庭に任されており、町にそのような環境がまだまだ整っていないのが現状です。保護者の負担は多大であるにもかかわらず、地域には本当に居場所づくりをしてくれません。

教育長にお伺いします。

障害児の皆さんや保護者の皆さんは、放課後地元で居場所がなくて困っています。福祉と教育の連携が叫ばれています。現状を知っていただいて、障害児の放課後を教育の立場からどのようにお考えでしょうか。

○議長（笹 公一君） 市川教育長。

○教育長（市川公雄君） 私も就任いたしましたして本当に日が浅く、いろんな問題点を今勉強している最中でございます。

その中で、今美馬議員からご指摘いただいたような視点というのは、本当に私のこれまでの中で十分知らなかった事実でございました。今後につきましては、今申し出があったような障害を持った子供たちやその保護者の方の現状というものをしっかり理解していく、知っていく、その上で福祉課関係の方とも連携しながらやっていきたい、こう考えております。またご指導よろしく願いいたします。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） もう保護者の方も教育と福祉の連携を密にしてほしいということを再々のように訴えているので、どうかよろしく願いしたいと思います。

核家族化とか共働きのそんな家庭の増加で、働きながら子育てをする親にとって、今は学童保育ができました。保育所と同様に、もうなくてはならない存在となっております。障害のある子供も学校教育と豊かな放課後があつて当たり前だと思います。家庭でもない学校でもない場所で仲間と生き生きと活動できる時間と場所を保障していくことの重要性が叫ばれています。

町長にお伺いします。

全ての子供に豊かな放課後が保障できるように願うばかりです。子育ての町日本一

を目指すと町長は宣言されました。障害児の支援をどのように考えているのでしょうか。

○議長（節 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 以前からこういった放課後デイの施設整備というようなことについてのご質問もいただいております。

障害を持った、特にそういった子供については、やはり行政各分野で横のつながりを密にして、その子一人一人のケースというのを考えていく必要があるかと思えます。こういったことで、そういった体制というのは今後必要になってくるというのを、いろいろ事情を聞くたびにひしひしと感ずるところでございます。ただ、まず行政として、勝浦町としてできるのかできないのかというような判断はいずれする必要があるかと思えますし、まず施設整備は、今福祉課長のほうからも答弁がございましたが、もしこの施設整備が勝浦町として、今後運営的にも無理なのかどうかというのを判断を調査研究して、もし無理ならそういった子供たちに対する施策ってほかになるのか、何らかに放課後の過ごし方についてできる方法はないのかというようなことを考えていくべきというふうに思っております。こういった意味でも、各機関の連携というのが必要になってこようかと思えます。やはり小さな町です、全部の施策について大きな町のようにフルセットで持っていくというのは、施設整備においてもまたその後の運営においても、難しいものがございます。こういったときには回りの市町村とも連携するというようなことも考えていく必要があるかと思えますし、そのために必要な支援というのは、できる限り打っていくというような姿勢でございますので、そのあたりのご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（節 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 小さな町だからこそ町内で過ごしてきたい、保護者の方は切に願っています。どうか体制づくりができる方向で考えていってほしいと願っています。

続いて、病院改築に対する質問です。

地域包括ケアシステムの強化をということで、34年3月に開院予定とし、現在基本設計、次年度から実施設計へと進むわけですが、地元の病院として生き残るためには、健康増進センターを設置し、いわゆる保健センター的なものを病院内に設置し、

地域包括支援センターや社協，健診や健康指導などを集約し，ワンストップサービスができるように，改築のチャンスを生かして医療，保健福祉の一体化をすべきと，このことは何度も訴えております。今さらと言われるかもしれませんが，超高齢化社会を迎え，高齢化率41%，2人に1人が65歳以上の住民になるわけです。我が町は福祉サービスは充実しておりますが，相談窓口やサービスは，役場の福祉課，喜楽苑の包括支援センター，社会福祉協議会と建物も別々で，高齢者には距離的なこともあります。高齢社会となつての相談のたらい回しはお断りです。住民は望んでいます一体化をどのように考えているのでしょうか，企画総務課長にお伺いします。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 議員のおっしゃられるように，高齢化社会の中でサービスの提供体制というのは非常に重要なことであろうかとは考えております。ただ，今回の勝浦病院の改築につきましては，基本構想等で議論もさせていただいた中で，今回勝浦病院につきましては単独の改築ということで決定して，現在基本設計を行っているところでございます。その議論の中でもありましたように，保健センターについては，今回は併設しないということで，今後の検討していくことというふうなことでさせていただいているところでございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） これは，パブリックコメントです。29年3月提出だったと思いますが，このパブリックコメントに対する検討した結果は，いつどんな時期で住民に説明するのでしょうか。通告していないので答えがないのなら結構ですが，住民はこのように要望しています。乳幼児の健診や相談窓口を病院で，体のことや産前産後，育児についての相談窓口を院内に，包括支援センターを院内に，救急救命士の事務所を院内に，予防医療に取り組める施設設備，体制を目指すべき，院内に薬局をとというようなことがパブリックコメントで書かれております。その中で返事は，関係機関と調整し検討とか，結論を出していきたい，福祉部門と協議し，システムのあり方の中で検討していく，救急救命士の事務所は，さまざまなことを考慮し，設置場所は検討するというので，薬局は利用者の利便性に考慮した動線を検討していくというよう答えてますが，この関係機関と調整し，検討し，結論を出していきたい，そして単独として病院を改築すると決定したと言われましたが，住民にはいつどのような時

期に説明されたのでしょうか。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） パブリックコメントに対するお答えは、ホームページ、広報等でしたとおりでございます。

その後につきまして、住民に対する説明会等については行ってはおりません。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） こんなふうに住民は望んでおりますが、病院だけを単独改築するというのをしっかりとそれでは住民に説明してほしい。何のために病院だけを改築するのかということを説明してほしいと思います。

本当に医療費を抑えるためには予防しかないんです。それから、町内の医療費は、よその病院に行かずに、勝浦病院で賄うことができるようにするためにも、一体化することで医療と地域保健及び健康増進体制の連携強化が図れます。国は、老朽化や人口減少で施設の集約を進めています。地域の保健医療体制整備のための補助金はありませんか。本当に何か補助金はないのでしょうか。補助金がなくても、保健と医療、福祉の拠点として3つの機能が合体したことによって、より効果的な住民サービスが提供できると考えております。福祉センターを現時点で一体化に建設すれば、予算はどの程度必要なのでしょうか。

また、将来併設すれば、予算的補助金はどうなのかという質問ですが、先日保健センターと一体化している病院の視察に行ってきました。人口4,300人、ベッド数58床、鉄筋コンクリート3階建てで建設面積5,400平米のうち、保健センターは2階建て、建設面積800平米で、健康相談室、調理室、保健指導室、母子指導や介護支援センターなどを含む保健センターを見学させていただいた中での質問として、800平米ほど増設すればどのような予算になったのかという質問にさせていただきました。なお、この病院は、ことし総務大臣から自治体優良病院としても表彰されております。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 2点ほど私のほうでお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目は、先ほどおっしゃられたように、2階建て床面積800平米ほどで現在

併設するとどの程度か、またあるいは後で建てるとどのぐらいかという点と補助金があるのかどうかであったかと思えます。

1点目につきましては、単純に2階建て床面積800平米ということでお答えをさせていただきますが、今現在病院のほうは免震構造で行っておりますので、併設すると、免震構造というふうなことになるかと思えます。そういうふうなことで横につなげて併設すると2億円程度、今設計を委託している業者さんにお尋ねしたことでございますので、かなり誤差というのはあるかと思えますけれども、大まかに2億円程度であると思えます。将来的に別に建設を単独で行うと、免震構造では3.5億円ほど、耐震では2.5億円ほどになるということでございます。特に免震構造でやると非常に高くなるということにつきましては、2階建てでございます、そうなる免震構造としてはどうしても高目のことになるようでございます。あと、この金額の差につきましては、以前にもお話があったかと思えますけれども、共有壁とか、あと規模によるスケールメリットがかなり大きな部分であろうかというふうなことでございます。

あと、保健センターの建設に補助金はないのかというふうなことでございますが、平成18年度までには保健センター整備費補助金というふうなものがございました。ただ、それはそのときに廃止されまして、交付金化されたようでございます。かなり古いことでございますので、細かいことはわかりかねますが、現在は医療提供体制施設整備交付金というふうなことになっているのであろうと思えます。こちらのほうには、災害対策など特別な装備あるいは民間の大きな病院、こちらのほうに特定された交付金となっているようでございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 今の現状で福祉センターを建てると2億円ぐらいかかる、そしてまた何年か先に保健センター建てると3.5億円、2.5億円ぐらいかかるということで、補助金も18年度以降はないということなんですが、本当に地域包括ケアの拠点として、地域医療のかなめとして、この建築のチャンスに2億円の投資を、お金や期間の負担ではなくて、住民の健康の向上という大きな利益、この2億円でそんな大きな利益ができるのかと思ったら、私は安い予算ではないと思うんですが、その点はどん

なふうに考えていますか。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 以前にも議会のほうでもご協議もいただいたことはあるかと思います。お金につきましては2億円が高いのか安いのか、それと今建てるのがいいのか悪いのか、いろんな議論があろうかと思います。ただ、今回勝浦病院の改築についてでございますけれども、そちらのほうはもともとが老朽化した勝浦病院の漏水対策なり雨漏り対策、そういうふうな部分を早急に改善しなければいけないというふうなところから入っているようなところでございます。そういうふうなことから考えると、時間をかけてしっかりと煮詰めて、保健センターあるいは福祉ゾーン、そういうふうな部分のことを検討する必要があるのではないかということで、今回は病院単独といたしてきたところでございます。ご意見もありますし、いろんな面でよい部分、悪い部分もあろうかと思いますが、今回はそういうふうなことでご理解いただけたらと思います。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 本当に地域包括ケアシステムをつくり上げていかないかんですが、主体は町が担っております、役場の保健師が果たす役割は大きいとも言われています。この新しく改築される病院の地域包括ケアシステムの拠点としての役割は、福祉課長にお聞きしますが、どんな役割があるのでしょうか。

○議長（笹 公一君） 岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） 地域包括ケアシステムでございますが、医療、保健、介護、それらを包括的に運営していくシステムということで理解をしております。

それで、勝浦病院の役割でございますが、やはり今後は在宅医療の中心として、地域の在宅での医療の中心となられて、訪問看護とかあるいは介護サービスであるとかに連携していただいて、福祉課としましてもたまたま地域包括支援センターのほうを勝寿会のほうへ委託しておりますが、そういう委託先の機関とも連携を密にしてやっていきたいと思います。非常に今後勝浦病院が改築された後、医療体制のそういう方向に向かっていただきたいと福祉課長として思っております。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 2025年までの残された時間はどんどん少なくなってきていま

す。しっかりと準備を整えて、役割を発揮してもらいたいと思っています。福祉での相談窓口の設置、福祉の縦割りをやめて、住民目線で住民の利便性を考えてほしい、そのことをいつも願っております。

それでは、次に病院事務局長にお聞きします。

病床利用率をアップさせるためにも医療ソーシャルワーカーを配置し、地域連携室の設置をと質問しておりますが、要するにベッドを埋める努力をすべきということです。外の病院に出向いていかなければ患者は来ません、病床の安定的稼働を行うためにも医療連携の強化は重要課題です。ベッドコントロールを意識した退院調整ができていますか。経営のためにも入院患者の獲得の取り組みは早急にすべきであると考えます。患者数をふやすというだけでは具体策がないのでこういう案を述べてみましたが、どのように考えているのでしょうか。

○議長（鄒 公一君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） ソーシャルワーカーなんかを配置しまして、地域連携室を設置したらどうかというようなご意見と思います。

現在の病院ですけれども、議員の皆さんはご存じとは思いますが、南側、北側に病棟が分かれておりまして、ただ1病棟ということで管理させていただいております。それで、3層が使える病室なんかも少ないというような現状でありまして、多くの患者さんを収容するためにも、改築というふうな方向に向かっていくところでございます。

それで、空きベッドはどうかということですが、当然空きベッドは今あるというのが事実でございます。それを埋めるために、地域連携という形で地域連携室を設置してはどうかというふうなご意見だろうと思っておりますけれども、今の地域連携の形は、日赤病院でありますとか徳島大学病院でありますとかの連携につきましては、現体制で何とかやっているというのが現実でございます。ただ、今議員おっしゃられたように、高度急性期病院とか、また介護施設との連携を当然深める必要があります。そして、ベッドをもう少し埋める努力をする必要があるというふうなことは理解しておりまして、医療ソーシャルワーカーにつきましては、社会福祉士も含めての登用など、今後検討する必要があるのではないかなというふうには考えられております。地域連携室も含めてでございます。

以上でございます。

○議長（節 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） それでは、給与費の比較というところで、私は看護師なので看護師のことがすごく気にかかるんですが、看護師の数は収益に合った給与費なのかどうなんでしょうか。このスライドは、先ほど説明した視察先の病院での比較をあらわしてみました。ベッド数もよく似ています。療養病棟なので入院基本料は勝浦病院より低いと考えます。職員数は、ドクターが臨時も含め6人、看護系が36人、事務が9人など、職員合計77人です。比較のしようがないと思いますが、規模がよく似ているので比較してみました。病院事業収益はよく似ているんですが、医業収益が視察病院先はすごく高いです、頑張っています。それなのに給与費は少ないんですよ。ここまで給与費を抑えているにもかかわらず、70%を超えているので、人員の適正化を協議しているところと聞いています。今回は看護師の給与費を聞いていますが、看護師数は収益に合った給与費なのかどうでしょうか。どれぐらいの給与費のパーセントをうちの病院は、総くるめてもいいですが、どんなでしょうか。

○議長（節 公一君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 申しわけございません、看護師のみの給与というのは計算しておりません、申しわけございません。人件費につきましては、平成29年度決算でございますが、人件費比率で、これは人件費割る医業収益ということになろうかと思いますが、96.4%と非常に高い数字となっております。これは、当然看護師だけではなく、病院全体としての人件費でございますので、医師でありますとかその他職員、事務職はそうでもないんですけれども、それ以外の職員は非常に高年齢となっておりますので、その辺がこの人件費率になってきているのかなと思います。また、29年度につきましては、新しく医師の採用等もありましたので、その辺も影響しているのかなというふうには考えております。ただ、看護師数につきましては、計画の人数からいいますと、不足しているのが現状であります。

以上でございます。

○議長（節 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） これは入院基本料です。私はいつも13対1の看護体制で診療単価の増をすべきと何年も言い続けてきております。なぜ13対1を取得していたの

に、25年でしょうか、15対1に落としているのか理解に困っています。これは、入院基本料といって看護職員1人が受け持つ入院患者の数で決まる入院基本料のことですが、病院側が最も高い報酬得られるのが7対1の看護体制で、10対1の区分比べ、100床当たり年間1億円の診療報酬がふえると、13年の改正のときに看護職の奪い合いの事態になったということも皆様も覚えていると思いますが、入院基本料は、今は15対1で960点、13対1に上げると1,121点です。1日1床当たり何円が増になりますか、または年間の医業収益でどれぐらいの収益の見込みがありますか。事務長はきっと毎日計算をしていると思うんでわかると思います。それで、看護師が何人いれば13対1の基本料金が取れますか。

○議長（筈 公一君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 済みません、正確な数字は計算しておりませんが、年間約3,000万円ほどの増収が図れるのではないかと、今の入院の埋まっているベッド数でその程度と考えております、正確な数字ではございません、申しわけございません。

それと、看護職員の数ですけれども、看護師の正規職員ですけれども、現在21名、うち病棟勤務が17名の体制で2交代で勤務しております。人数上は、地域一般入院基本料のいわゆる13対1、入院基本料、看護基準への対応は可能な状態で運営しております。ですから、在日数さえ、そのスライドに書いていただいております平均在日数24日以内、これがクリアできれば13対1の看護基準を施設基準として表示できるというふうな形になっております。ただ、現在の平均在日数ですけれども、28年度実績で35.5日、29年度実績で33.6日、本年度現在のところですけども、29日強ということで、若干短縮はしているんですけども、24日には少しまだ厳しい状態ということになっております。当然病院としましては上位基準の取得を目指しているところではございますが、今のところ難しい状態というふうなところでございます。これからですけれども、特に看護職員など医療スタッフの病院経営に対する意識の醸成というのが重要なのかなと考えております。平均在日数の短縮に努めまして、上位看護基準の取得を目指したいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（筈 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 人件費が96.4%，普通の病院は70から80%です。こんなぜいたくな人員がおるのにまだ看護師が不足しているんですか，どこからそういうような要望が出るんですか。この入院基本料は，看護の質の保証なんです。看護の質でベッドコントロールをしているんですよね，看護管理者が。なぜ救急を受けるとかしないんですか，救急の1泊入院，観察入院が必要ですよね。そんなことも含めた中でも在院日数24日。確かに長期の患者もいます，でもそれをベッドコントロールするんが管理者の役目なんで，いかに経営に参画しているかということが大事なんで，次の質問にも回っていくんですが，これは看護師の年齢構成です。本当に数年したら看護職員は困ってくると思いますが，職員の高齢化も課題かもしれません。それから，人数も15対1に下げたときに，そのときに職員の適正化を協議されたのか，そのままの定数できたのではないのでしょうか。私もそのとき25年だったので，チェックができてなかったのがすごく歯がゆくてならないんですが，そのままの人数でずっと来とんとちゃうんですか。医業収益は，この25年から7億円，8億円あったのがずっと下がってきました。それでも人件費はずっと上がり続けよんです，この状態をどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（笹 公一君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 13対1から15対1に看護基準を変えた時期というのがあろうかと思います。ただ，そのときに看護師を減す減さないという議論はあったと思いますけれども，現在病棟勤務の看護師で泊まる人数というのは，必要最低限で勤務を回しております。これがただその基準で13対1の看護基準は，在日数を減したとしても，今の基準のままで大丈夫というところがございますので，病院としましては，現在の体制でいかに上位基準をとるかというのが経営面でいいますと，必要なことなんでしょうというふうには考えております。看護師の数が足る足りないというのはそういうところで，今のところ当直勤務の人数ぎりぎり回しておりますので，それからいいますと，この後の質問でもあろうかと思いますが，研修等に行かそうと思えますと日数的にどうしても足りないなど，人数的に足りないなどというのが現状というふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 次の質問ですが、看護師長を廃止し、看護の質向上による住民サービスを、特に教育や接遇マナーの向上を図るべきと。看護の質を向上させてほしいと住民の方たちや職員からも強い要望や心配の声があって、看護部のあり方について10月4日に、議会と看護師長と事務局長とで勉強会を開催させていただきました。その中で、接遇教育は重要な分野であり、早急に適切な人材を雇用し、次のリーダー育成に役立てるべきとまとめましたが、どのように進めていくのでしょうか。

○議長（笹 公一君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 院内では研修等を計画的に行っております。そこで、接遇研修等を今後も行っていくというふうな予定でおります。

人材の確保につきましては、先ほど言いましたけれども、ソーシャルワーカーを含めて、看護師の資格を持っているような職員の確保をすることによりまして、人数的な余裕もあった上で研修に参加させるというふうな計画を今後検討していく計画でございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 済みません、最後の分だけもう一回、済みません。どんなふうな計画と言われましたか、済みません。

○議長（笹 公一君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 先ほど言いましたソーシャルワーカー等の検討も必要というふうに言うております。当然ソーシャルワーカーさんを配備するとき、社会福祉士等の資格を持っている方を探すということになろうと思いますけれども、看護師さんまた社会福祉士さんは、それぞれでなしに、両方の資格を持っているような方を入れると思いますので、そういう方を人員として何とか探させていただきます。当然検討の段階ではございますけれども、そういうことによりまして、看護師さんに若干の余裕ができるというところで研修の日程的にもとれるのではないかと。ということで、研修等の参加も可能になってくるのかなと。ただ、接遇研修につきましては、看護師だけでなくて病院全体ですする必要もございますので、計画的に行っている研修の中で接遇研修もふやしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） それは、教育的な人材は不要ということですか。

○議長（笹 公一君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） それも含めまして、今後検討していきたいと思っております。不要とは言いませんので、それも含めまして、今後検討していくということでございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） この甘い人件費の中でいろんなやりくりをしないかと思いますが、朝から一番に言った人材育成です、質の向上はすごく大事な事なので、住民も求めているので、その点を十分理解していただいて、計画につなげてほしいと思います。

今後も地域包括ケアシステムの構築には、看護管理者の能力強化ということが検証されてきました。能力を強化しなければならないんです。勝浦病院は今も職員が足りない、離職率が高いんです、心配しています。教育研修体制が充実している病院ほど離職率が低いという結果もあらわれています。住民を守るためにも、さらに資質を向上し、看護の力を発揮してほしいと思っております。

町長に最後にお聞きします。

病院の質を確保するために看護部の強化を重要視すべきと考えますが、町長はどのようなお考えなのでしょうか。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 病院の看護師の体制強化ということでございますが、病院全体は、今医局のほうにしましても高齢化が進んでおります。というよりか、あと2年、3年すれば、新しい体制でその運営にかからなければならないというような時期に来ております。ちょうど改築の時期ということもございますが、こういったことに向けて、今病院内部の改革あるいは新しい体制に向けての準備ということを進めていく必要があるということは認識いたしております。

先ほど局長のほうからソーシャルワーカーの設置ということで、そういったことを全体で含めて、もう少し業務に対する心に余裕があるような体制が築けないかという

ように、そういったものについて、管理者としての行政としての支援がどういうふう  
にできるかというようなところをもう少し私自身も検討させていただきあちというふう  
に思っております。議員おっしゃるように、看護師の強化体制というのは必要である  
というふうな認識はいたしております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 病院改築に本当に25億円の予算が必要です。今の病院体制は  
とても心配しています。看護もそうですが、どうか新しい病院に変わるその前に何か  
できることがあるのではないかとこのことを十分に職員が理解して、一緒になって頑  
張っていきたいと思います。電子カルテも導入されました、人事評価も進められてお  
ります、管理が問われている現状です。どうか早い時期に教育、研修体制の充実に取り  
組んでほしいと願っております。

以上でみかん会議の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（笹 公一君） 以上で3番議員美馬友子君の一般質問は終了いたしました。

議事の都合により、休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（笹 公一君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

7番議員国清一治君の一般質問を許可します。

国清一治君。

○7番（国清一治君） 議長の許可をいただきましたので、7番議員、質問をいたし  
ます。

かつうら創生総合戦略も残すところあと一年余りとなりましたけれども、何が新しく  
大きく変わろうとしているのかなかなか実感が湧かないところではあります。今回の  
質問は、徳島県議会の9月定例会、岡本県議の代表質問を傍聴する中で、今後の勝  
浦を創造するような質問が相次ぎました。町内からはたくさんの方が傍聴に駆けつけ  
ておりましたけれども、残念ながら町執行部の姿は見られませんでした。これらを含  
めて、今まで私が何回も質問をしてきた項目も多くありますけれども、今回こそは創  
造が実感できるような答弁に期待をいたしております。

それでは、質問に入ります。

創造する勝浦について、まず町長にお聞きしますが、新しい風を吹かして10カ月になろうとしています。町長は、現時点で何を創造しようとしているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 就任してからの私が勝浦町をどういうふうな町に創造していくかというご質問であったかと思いますが、まずは町長としていろんな場面で皆さんの意見を聞くと、やっぱりそれぞれに価値観が多様化しておりまして、いろんなご意見がある。ただ、そこに根底にあるのは、やはり勝浦という町がその人にとって、ここで住んでよかったあるいはここに来てよかったあるいはこれからも住み続けたいというような町であるということが一番大事なことかなというふうに思います。

そういった面で、勝浦町で生き生きと明るく生活できる、また安心して暮らせる、それから安全な、いわゆるいろんな施設にしましても、そういった面が整っているというようなことのご意見が多かったかとは思いますが、ただ、明るい町ということだと思いますと、1点目に経済的なものがなければ、やはり活気が出てこないんじゃないかなというふうにも思いますし、また子育て面におきましても、安心して子供を産み育てられる町というようなことも感じております。また、災害等が起こったときに、高齢者の避難とかそういった面でいいますと、大事なのは日ごろのコミュニティーでなかろうかというふうなことも感じました。こういった点から、新しい恐竜などの資源も出てくるわけではございますが、まず一番に住んでいる人がまず勝浦町に住んでいて、生まれてよかった、また育ってよかった、そして暮らしてきてよかったと一生思っていただけのようなまちづくりに取り組むことが必要じゃないかというふうな今の思いでございます。ただ、なかなか先ほども申し上げましたが、フルセットでは難しい、ほんならどうしていくか。これも一緒に職員ともども考えていきたいというふうに感じております。

以上でご答弁とさせていただきます。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 今まで何回も聞いてきたようなことで、余り具体策はなかったように思いますけれども、これから新しい年に向かって、具体性のある新しい勝浦

を創造するような施策を早く打ち出していきたいと思えます。

それでは、具体的な質問項目に入りますが、まず1点目の基幹産業の課題と活性化について。

ことしに入ってみかん産業に予想もしなかったようなことがいろいろと起きました。担当課長してどういう認識をしているのかお答えいただきたいと思えます。

○議長（筈 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） お答えいたします。

まず、29年産みかんの販売状況から始まったわけですが、全国的には生産量は少なく、昨年から高単価で販売が続きました。そして、2月中旬をピークに単価は下落していく傾向となってまいりました。また、過去の販売実績では、4月の販売終了時に向かって単価が上昇しておりましたが、一変した状況というふうになってきたということでございます。

それからまた、ことしは相次ぐ台風が発生し接近したということで、特に21号台風につきましては、暴風による倒木や枝折れ、また果実のスレ等の被害が多く発生した年となったというふうにご認識をしております。

○議長（筈 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） まさに課長の答弁のとおりでございます。私もみかんの出荷ストップが出たときはまさかと思えました。みかんは腐り始める、減量している中でストップがかかって、それ以後急激に単価が下がった。全国的に大きな裏作であったと思えますけれども、そういう現象が起こる。ただ高いだけでは消費者には売れないというような現実になってあらわれた。戦略的には三ヶ日にしてやられた、三ヶ日がぼろもうけした、これは一部の人であろうかと思えますが、そういう声もあることから、非常に販売力が私は徳島県が弱いのかなと思えました。それと、特にことしの9月の21号、9月30日の24号の台風では、予想もなかったような大打撃を受けております。特にこの被害状況について、町ではどのような実態を把握しているのか、また救済策などがあるのかどうか、担当課長にお聞きしたいと思えます。

○議長（筈 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 特に台風被害についての被害額ということでございますが、県と町とJAとで各園地を巡回いたしまして調査いたしましたところ、被害

額については、果樹でございますけれども1,100万円の被害額というふうに聞いております。

それから、対策につきましては、今後施設被害が、特にハウス施設でございますが、ハウス施設の被害が発生しております、これの対応といたしましては、国の事業、国の補助金を活用した形での復旧計画を今計画中でございます。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 具体的に被害額が1,100万円、私はこれどころではないと思います。多分ことしのみかんは、全国的には豊作で120%ぐらいの数字が多分出ておると思いますが、実際に物として販売できるみかん、これらを考えますと、私は億単位でないかなと思っております。これは年明けての出荷で、まだ今からは言えませんけれども、今は非常に単価が、きのうも同僚議員から聞いたんですけれども、早生等は2割高で動いている、非常にさい先のいい話なんですけれども、いざ貯蔵みかんは、出荷できるみかんは非常に商品化率が落ちているのかなと思っております。これは、これらも今後販売について、また担当課でも十分注視をしていただきたいと思えます。私は、特にこの販売戦略について、JAの方からもいろいろ聞いたんですけれども、これからのみかん販売は、担当課としてどういう方向に進んでいったらいいと考えているのか、そういう点がありましたら。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） お答えいたします。

町といたしましても、JAと一緒に連携を深めながら、まずは統一段ボールをJAとの統合を進めておるといったところ です。

それから、今後につきましては、販売につきまして、JAの持つておる販売状況なりみかん協議会のほうで持つておる販売状況、また未加入組織の状況等につきましても情報交換ができるような場というものをつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 私もJAの販売の反省会に出させてもらったんですけれども、今までは静岡の三ヶ日とか勝浦みかんですか、相対するところとの調整ということで非常に大産地の状況を見ながらの販売であったと言っておりますけれども、やは

り早目の出荷，貯蔵みかんといえど，早目に早目に出していくんがこれからは得策であらうというような，ことしの4月に行われた反省会ではそういうある程度の結論に達していたのかなと思っております。

それには，やはり勝浦みかんのブランド化，これは質問にも出してありますが，今統一段ボール，それと地方創生では，協議会への会員数の増加とかという，そういうことでブランド化の推進が行われているようですが，実際は，私はずっと前から何回も言ってますけれども，段ボールも必要だと思いますけれども，やはり品質が一番ありますので，そこらを担当課では何回も言ってきたことですが，どういう考えで政策を進めているのかどうか，そこらをお答えいただきたいと思います。

○議長（筈 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 勝浦みかんのブランド化についてでございますが，まず知名度を上げるためにも，質の向上というものは非常に大切なことだと認識いたしておりまして，まず技術的に近年の異常気象等によりまして，みかんでは浮き皮が発生をしやすくなっておるといふようなところにつきましても，浮き皮対策ということを経営的には実施していかなければならないというふうを考えております。また，それから技術的には，隔年交互結実栽培を進めていくといったこと，また施肥体系の改善も合わせて，カルシウム剤の葉面散布なども推進していくということによりまして，それとあわせて品質調査も実施いたしまして，食味のよい体質の強いみかんをつくっていくよう指導していくということが必要になってくるというふうを考えております。

○議長（筈 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 今まで何回か聞いたような答弁であったと思いますが，私は特にことしの台風でも思ったんですけれども，生産者の中には，こんな台風が毎年来るんではみかんはつくれんわという話がありました。最後の26号がもし四国に来った場合，これはもう決定的な被害を受けた，もうことしのみかんはだめだろうと思うぐらいの被害になったのではないかと思います，幸い台湾のほうに行きましたので，そういうことにならなかった。今まで私は栽培技術で，昔は防風林，松とか杉をずっとほとんどのみかん農家が植えとったと思うんです。ただ，あれには欠点がありまして，生育に非常に障害があったり病害虫の発生が多いということで，私はあ

る人の指導を受けて、防風垣をほとんど切りました、切るというかまぎきました。そのことが逆に裏目に出たこともあるんですけども、そういう大きな被害にも栽培できる品種とかこれから技術が必要になってくると思うんです。私はことしの枝折れとかを見よりましたら、特に豊作の木が折れたわけですけども、やっぱり剪定技術。これは、剪定がきちっとされているところは非常に被害が少なかったかなと、私の家はほとんど剪定が十分できてませんので、非常に枝折れがあったということで、これからは特に栽培技術、品種の選択を担当課あたりでも考えていかなんだら、ただ品質の向上じゃとかというよりも、もともとの根幹的な栽培をやっていかなんだらみかんはもたないのかなと思っております。これはもうあえて答弁は要りませんが、このためにも営農指導員、これを置いておかなかつたら、誰が担当しても私は産業課ではなかなか対応し切れない、私もそうでありました。そういうことで、営農指導員について早急に確保してください。そのことだけ一言、課長、お願いします。

○議長（筧 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 営農指導員をしていただける方、技術的に指導を任せられるような方というものを引き続いて探してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（筧 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） これは何年も空白状態になってますので、これはぜひとも新年度には営農指導員が置けるように、これは対応してください。これは注意して終わります。

次に、アグリーサポートの充実強化、これはこの前の地方創生の計画の推移の説明があったときにも少し言いましたけれども、これは基本方針の1番、農業の後継者不足、耕作放棄地などのほかに対応するためにアグリーサポート、これは議会からも要望しております、これが根幹であります、この体制が今崩れております。あえて聞きますが、この今の状況はどうしてそうなったのか、今後どうするのかについて担当課長にお聞きしたいと思います。

○議長（筧 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 現状といたしましては、協力隊のうち、1人は任務

終了後に就農を希望しておられたということで、サポート業務を続ける中で、家族3名の生活費や就農を開始するための資金、また経営農地について検討いたしました。結果でございますが、転職をいたしまして、生活面を安定させてからまた将来就農したいという意思により退職されたということでございます。すなわち、協力隊の世帯が経済的に不安定であったことが要因であるというふうに考えております。今後でございますが、人材確保のために早急に協力隊も含めた募集を行っておるところでございます。ただ、ミスマッチを防ぐために、協力隊の応募前の見学にまた今月にも2名の方が参加していただけるというふうに聞いておりまして、早急に後任を募集しておるといったところでございます。

○議長（鄧 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 協力隊は、当初から2人1組で園地に入るということで動いておったと思うんです。その体制が私は全く崩れているということなので、私は、今のまま行くと、残った1人も続かないのではないかなと、これはまだ本人には聞いておりませんが、そういうこともあり得ると。ことしのみかん採りにはとても間に合わない、これはこの地方創生の根幹だったんです、このアグリーサポートというのは。それで、町長に聞きますが、これは私は何回も言っています、彼がやめるというのを半年も前からわかっておったと思うんです。そこらを早く体制を立て直してほしい。町長の一言をお願いします。

○議長（鄧 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 地方創生の中のアグリーサポート事業は、もちろん農家の高齢化あるいは耕作放棄地にならないようにということで、そういった面からうちの一番農業対策の中で重要な施策であったかと私も認識はいたしております。もともとは特に協力隊ということにこだわらず、近隣市町村からそういったアグリーサポートに来ていただける方ということも考えておりました。認識としては、そういったいろんな方面からも人を勝浦町に引き入れて、みかんづくりを最終的にやっていっていただけるような人というのをつくり上げていきたいというのが私の思いでしたが、今回ボランティアということで、残った1人の協力隊からの意見もあったことと思っております。そういったことも試しながら、やってみながら、このアグリーサポート事業が継続できるように進めていきたいというふうに思っております。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） これは、確実に実行してください。これは、地方創生の計画を見てもろうたらわかると思うんですけども、これが柱なんです。基幹産業の高齢化、耕作放棄地をどうするか、これはもう根幹ですので、もう一度この地方総合戦略を思い直して、これは対応していただきたいと思います。

もう一点、かんきつ産地強化拠点施設、これも9月の知事の答弁で明言をしております、時期を切って。多分もう動いているとは思いますが、どういう形で動いているのか、担当課長からお願いします。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） お答えいたします。

まず、かんきつ産地の強化について、人材育成の観点から、県技術支援センターやかんきつ人材育成協議会におきまして、県と協議を進めております。また、地域内外の人々が集うにぎわい交流の観点から、利活用方策検討タスクフォースにおきまして、県と活用施策を推進しておるといったところでございます。加えまして、また地元山西集落とも利活用についての意見交換会を実施しておるといった現状でございます。

○議長（笹 公一君） 国清議員、今主語がない。

国清議員。

○7番（国清一治君） 今議長が言ったとおり、旧果樹試験場の活用のことなんですけれども、知事は、今言いましたように期限をはっきり切つとんです。10月に人材育成協議会を立ち上げ、これが立ち上がつとんです。そして、さっき言いましたタスクフォースは、これは機動部隊というようでございますが、これを設置して、年内に活用方針を取りまとめる。これは、県の事業でなしに、私は前に旧果樹試験場の跡地利用を産業交流会で検討した結果、結論が出んまんまに私らは聞いたような感じがするんです。特にないというような感じだったんですけども、逆に県からこういういい話を持ってきておる中で、町がどういように動いているかというのを聞いたかったんです。それで、具体的にこの協議会を立ち上げて、実際に活用方針ができとらにやいかん、できとんでしょうか、県がしとつてもいいんですが、これを聞いたかったんですけど。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 活用方針は、活用のために何に活用するかというところを今県とも協議をしながら、地元とも協議をして詰めているところというふうにご理解いただけたらということです。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） これは、まだ方針は決まってないということやね。

これは、知事がはっきりこれこそ地方創生じゃと言っている、知事は。これは私は渡りに船だと思う、町としたら。それで、これを他人事みたいに扱っては絶対いかんと思うんです。ほんで、これは何か人材育成の塾というか、そういう人材育成の研修所にするということだと思っただけなんですけれども、町長に聞きます、町からこういう方向にしたいという何か考えは出しとんのですか。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 旧の果樹研究所跡地ということで、今2つの方向で動いています。1つが県のかんきつのいわゆる人材育成塾、これは県の技術者等がそこに当たって、今後かんきつ栽培の人材をどうしていくか、育てていくということで、1つはこれも町の職員もそこに参画して、どういうふうなやり方がいいかということで検討は始まっているところでございます。

もう一つが産業交流課長からありましたタスクフォース、これは若手の県の職員であるとか、町もこれに参画して、またいろんな関係機関、農協等の関係機関とかからも参画して、あの大きいしっかりした施設をどう活用していくか。今人材育成塾とは別のところで活用の方法はないかというようなことの協議が始まっております。もう既に2回ほど開催されたというふうに聞いております。この中で、町としたら、例えば6次産業化と農村婦人の家がかかなり建設されてから長い年月がたっております。その施設整備の中で、そこをやり直すのか、また果樹研究所のほうに持って行くのかというようなことも町としては検討していただきたいなというふうにも出しております。また、いわゆる生活改善の部分と6次産業化実施に製品をつくる部分とそういった両面での考え方というのはそこでできないか。また、かなり広い大会議室もあります。地元の人と今2回ほど会議を持って、いわゆる一番地元の山西地区として、山西地区だけなしに、町民が活動できるような施設というのを考えられんだろうかという

ようなことで、第1回目はテーブルだけだったんですが、2回目は現場を見てということ、3回目はこの議会が終わった後、すぐに予定をいたしております。そういった中で、出てきた意見も含めていきたい。そんな中で、例えば音楽等の文化活動をされている方で、大きな音を出しますので近隣は迷惑がかかる、あそこだったらそういった音も聞こえないというようなところがあって、そういったことに利用できないかと、大きな大会議室はミニコンサートなんかもできないかというような意見も出てきております。こういったことを反映しながら、今2つの面で進めている協議を町としたら確実に物にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 町長から具体的な答弁をいただきましたので、これは年度内に方針を立てて、新年度にはスタートできるように、これはできると思います。県がその気になっておりますので、町のやり方次第でこれは実現しますので、まだ検討中ということは3月には聞かないようにしていただきたいなということをお願いしたいと思います。

次に、創造する観光交流についてであります。

恐竜王国かつらの実現、これは8月9日にボーンベッドの発見がされて、全国に大反響を呼びました。8月の会議で私はこれをどう保全し活用するかということを知りました。副町長からは、県と連携して対応したいと、抽象的であったんですけども、そういう答えがありました。これも知事の答弁ではかなり具体的な答弁がございましたので、それを受けて、教育委員会ではその後どう動いているのか、概要で結構ですのでお答えください。

○議長（笹 公一君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 県の発掘作業のスケジュールを把握するとともに、県と一緒になりまして、関係地権者への現状の説明を進めています。今後発掘作業の進行状況に合わせて地層の保全のために、当該地権者から当該土地の譲渡の相談答弁も進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 大ざっぱな概要と言うたんで、大ざっぱな説明だったんですが、まず聞いていきたいと思いますが、8月31日に立川地区で地元説明会をされたと思うんですが、主な意見としてはどういうことがありましたか。

○議長（笹 公一君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 地元の方からは、主な意見としましては、不特定多数の方が立川地区へ入ってきているので、道路上に石等を割った破片が残されて、パンク等の事故も多いということで、待避場の間の看板とか駐車禁止とか、それから林内への立ち入りを禁止するような看板等をつけてほしい、生活者の生活を守るような方策をしてほしいというふうな意見が多かったと思います。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） これは、地元としては当然の意見であります。地元が荒らされるようなことがあっては、これは何の活性化にもならないと思ってます。

もう一点、答弁になかったんですけども、これも私は新聞報道で知ったんですが、今月10日に恐竜発掘活性化協議会、これも知事がやると言っておりましたので、そのとおり今進んでいるのかなと思いますが、これを9日開催して事務局長も出席しとったようですが、ここらの話はどういうことがありましたか。

○議長（笹 公一君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 徳島県からの提案で、第1回の勝浦町恐竜発掘活性化会議が11月9日金曜日に役場大会議室において行われました。参加されましたのは、元国立科学博物館客員研究員の小笠原憲四郎筑波大学名誉教授を委員長として、徳島大学工学部の石田啓祐教授を初め、地元関係者2名から徳島県化石同好会の代表、町の関係者3名、県の関係者5名……。

○7番（国清一治君） メンバーは私は大体知ってますから、話の内容を。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 参加して開催されました。話の内容としましては、最初に協議会の設置要綱について審議をいたしまして、次に委員長、副委員長の選任について決定をしていただき、3番目に恐竜化石の発掘調査についてということで、今後の発掘の日程等について報告がありました。それから、周辺環境の保全について、それから恐竜を核とした情報発信についてというふうなことが議題となりました。

以上です。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 私も実は委員名簿と設置要綱を担当のほうからいただきました。この中でも目的が書かれているんですけども、これをまとめて言うなら、どういうことになると思いますか、かいつまんで言うたら。

○議長（笹 公一君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） ご存じでない方もおいでるかもわからんのんで、読み上げてみたいと思います。

○7番（国清一治君） いやいや、結構です。私が時間を気にしながら質問しますので、かいつまんで言うたらどうということですか。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 県と町の緊密な連携で周辺に配慮した発掘調査をする、それで魅力発信をしていきたい、地方創生、地域活性化を図りたいというようなことをございます。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） この目的は、地方創生と地域活性化、この2点に私は絞ります。発掘とかということは、ある程度の知識を持った人がやることであって、私もメンバー構成を見せていただきましたが、学識経験者、県のあらゆる部門の課長さんが名前を連ねております。地元は、NPO法人井戸端塾の理事長と地元区長さんの2人でありました。私は前からこの恐竜化石には興味を持っておりました。今回8月に図書館で化石展がありました、これは発見以後、残念ながら勝浦にはレプリカしかありません。私は県の博物館にも行ってきました、これは今までの何回も行ってますが、どういう展示をされとんかなということで行ったわけですけれども、ここはまさしく本物がありましたけれども、案内もなければ説明もなかった。私は、これだけの大発見にかかわらず、ちょっとさみしいな思いました。特に私が図書館に行ったときに関係者に言われました。このままでいいんですか、議員さん、町は何をやっとんじやと。この意味はわかりますわね。これだけ勝浦に貴重な大発見があっても、勝浦には何も残っていない、来た人がどこへ行ったら見えるんでといても、徳島博物館に行ってください、そういうことなんです。保管とかいろいろな問題があって、それは現状はやむを得ないと思うんですけども、町長はあの新聞紙上の発表のときに、町の大

きな財産である、化石にちなんだまちづくりに生かしたいと強調したという記事がありましたけれども、町長はこの化石発見を地方創生と地域活性化にどう生かしていこうと思っているのか答弁をいただきたいと思います。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 他町村の例えば福井県の勝山市、そういったところでやっているように、勝浦町に大きなそういった施設をつくるというのは、町自体では難しい話だというふうには思っております。ただ、県がもしというようなときには、ぜひとも勝浦町でというようなことは進めていきたいというところではございますが、今ちようど徳島県の博物館を改修をして、既にもう進んでいるところでございます。このところも難しいのではなかろうかというところではございますが、今勝浦町には、図書館の上に資料室がございます。もう少しここらあたりの活用というのができないかというふうに化石展示では思っておりますし、また今回発掘されたもののレプリカだけでなく、今後11月末から発掘作業が始まるというふうに聞いております。町内でそれらのクリーニングもするというので聞いておりますので、ぜひとも何点か勝浦町にいただけるものじゃないかというようなことも訴えていきたいというふうに考えております。

また、地域おこし、まちづくりという点で、例えば今後前にありましたように、恐竜の卵であるとか、それからイグアノドンといったようなそういった生かし方、またPRの仕方というのを、今後まちづくりのためにどういうふうに生かせるかというのは、また31年度の予算編成時において検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 町長からは、私にとっては残念な答弁の部分もあります。当然県の博物館的なものをいきなり勝浦にするのは、これはやはりクリアしなければいけない課題もたくさんあります。ただ、発掘されたものが全部博物館、県のほうに持って行かれるんでは、私は地方創生にも地域の活性化にも全くならないと思います。これは、化石愛好の方もそれは思ってます。町にあつてこそ、これは生かされる。町にレプリカとか化石の破片だけ展示しても人は来ません、私ははっきりこれは申し上

げております。平成6年にイグアノドンの化石が発見されまして25年ぐらいたちます、2年前にもティタノザウルスが発見されました、町は動いてません。ただ、地元が荒らされるだけでは、これは全く意味がない。私はいろいろな人に現地には入ってほしくはありません、ただ出てきたものは勝浦町に展示をしてほしい。これは、私はたまたま先々月ですか千葉に行ったときに、千葉の海洋博物館ですか、名前ははっきりわからんのじゃけど、入ってみたんです。これは県の博物館の分館なんです、職員は県の職員、そういうことは私はできると思います。徳島県博物館の分館、これは誘致は不可能と私は思ってません。そういう方向でいかなかったら、勝浦で出た町の宝が全部町外に持ち去られるのは残念でありませぬ。そこらを町長、もう一度、化石の展示場は、これは私は必要不可欠と書いてますので、そういうことを踏まえて、町長があんだけ化石に町に生かしたいと強調されたわけですので、もう一度答弁お願いします。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 議員おっしゃるように、県立博物館の化石に固執したというかこだわった分館ということでございますが、これは県当局に強く働きかけていく、粘り強くやっていくというような答えしかないんでなかろうかと。もし県なりがそういった施設を勝浦町内へ、あるいは今既存の施設を活用するというようなことの意味合いでも出てきた場合については、町としてはぜひともお願いするし、その負担が必要であれば、考えていくというようなところでございます。

実はきのうの知事との懇談会のところの中でそういったお願いもしながら、今後活用していきたいというようなことも申し上げましたし、また知事におきましても、まず発掘は必要な、まず取り組まなければならないことということですが、また後の生かし方についても勝浦町と一緒にやっていくということでございましたので、また県と連携をとって進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 今の時点で余り具体的に町長も言えないところもあるとは思いますが、何か聞きますと、採集した岩石は旧果樹試験場の施設で調査研究するという話が出とんです、それはそれでいいと思うんです。そういう形で、今たちま

ちそういうきちっとした展示場ができなくとも、例えば図書館の2階を全部とは言いませんけれども、利用するとか、あそこだったらセキュリティーが多分きいておと思う、空調とかいろいろ多分問題があると思うんですけれども、そういうことを私はクリアして、これは、これだけやっても地方創生になると思います、私はです。私はそう思ってますので、ぜひとも町の宝を失って後悔することのないよう、ここでお願いをいたしておきます。私が言いたいのは、恐竜王国かつうらと言ったのは、1億3,000万年前といえど、海の幸山の幸が豊かなところだったから恐竜がいた、この町に。立川がアジア大陸の沿岸であったという証明なんですから、そういう本当にあった事実なんです、こんだけ発掘されるんですから。そういうことをもう一度思い浮かべて、町の宝を守って行ってほしいなと思います。

次に、インバウンドの町へということ、これは2年目になりますけれども、担当課ではどういう取り組みをされていっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 本年徳島香港季節定期便が徳島空港と香港との間で就航が見込まれておるということで、12月19日から3月27日の間に季節定期便が決まっておるということ、前にですけれども、先般の10月5日から6日に香港EGLツアーズ本社をNPO法人さんとともに訪問いたしまして、県主体の観光セミナーとあわせて、勝浦町のビッグひな祭りや桜祭りについての取り組みを紹介いたしました。また、香港から来県される観光客の目的地の一つに加えていただけるようプロモーションをしてきたところでございます。

また、11月2日につきましては、台湾のライオントラベルを、またNPO法人さんと生名ロマンの会さんとともに訪問いたしまして、香港で同様に町のひな祭りまた桜祭りを中心にプレゼンテーションを実施したところでございます。

以上です。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 海外は、私は紹介があつて行ったんですけれども、それだけでなしに、私が聞いたかったのは、例えば予算的とかそういうことではもうことしの4月以降余り動きがないということなんでしょうか、そこらを。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 本年4月のクルーズ船の取り組みを中心として今まででは取り組みを実施いたしておりまして、ご承知のとおり約2,000名を超える人が来町されたということで、インバウンドの受け入れ協議会といたしましては、そのためのほとんどの予算を組んで、そのあたりで一通り今年度当初の予算については執行しておるといった状況でございます。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 時間もないので余り言いませんが、はっきり言って桜の大きなインバウンドであって以降は余り取り組みはないと。

実は私も香港と台湾に行ったんですけれども、ひな祭りや桜祭りだけでは弱い、というのは季節が絞られてきますので、1年を通じた受け入れ態勢をしていかなんだら、私はインバウンドはこれからの町が取り組むべき施策と思ってます、これは。思ってますが、ひな祭りや桜だけでは弱いです、なかなか難しいと思います。そういうことで、私が言ったこの恐竜の取り組みもそうなんですけれども、やっぱり1年間を通して受け入れができる施策なりこういう展示とかがなかったら、なかなか大きく伸ばすのは難しいかなと思っております。

1点だけ聞きますが、今後30年度内にインバウンドの補正予算を組む予定はあるんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 香港とか台湾旅行客を勝浦町へ誘客できるように、また具体的なインバウンドの概要というものが決まれば、必要経費を予算化して、インバウンド受け入れ協議会のほうを支援していきたいというふうに考えております。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 私は、インバウンドを続けるんなら必要と思っておりますので、補正を組んでもこの施策は進めていただきたいなと思います。

インバウンド関係で人材育成を言っておりましたが、3番議員から人材育成のことをかなり突っ込んだ話がありました。これは企画総務課長を予定しておったかもわかりませんが、もう聞きませんが、1点だけ申し上げておきますが、先月末に長崎県東彼杵町に行きました。目的は移住・定住であったんですけれども、冒頭の渡邊町長の挨拶でこういうことを言われました。参考です、町長の給与を50%カット、副町長は

置かない、住民主導の行政で各地区に職員を配置、こんなことを言われたんです。行政事務は、ロボットでもできる、これは私が言ったのと違うんですよ、職員はまちづくりを主体にすべきである、そしてまちづくり課を設置して活動してます、そういう町もありますが、町長、初めてではないと思います、そういうまちづくりについてはどういう感想を持たれますか。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 前段部分の町長の給料を50%、また副町長を置かないというところは答弁を避けさせていただきまして、まちづくりに対する職員の姿勢は、先ほど3番議員の美馬議員のほうにもお答えしたんですが、勝浦町という町にコンパクトな町というふうに捉えれば、それぞれの職員がそれぞれの仕事において、自分の業務を目的を持ってやっていく上で、その達成感、充実感というのは、最終的に自分のやりようによって味わえる町でなかろうかと思います。大きな県や大都市等でグループでその業務をやっていくというのではなしに、勝浦町では、よいか悪いかは別として、1人でやらなければならないような業務もございますし、1人にかかる負担は大きくなる、反対にそれがやりがいとなって、自分がやったときの充実感が味わえるというようなことで、そういった職員づくりとかまちづくり、自分がやったことに充実感が味わえるような業務上の研修といいますか、OJTでやっていく部分を試していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） ちょっと続きますが、給与カットと副町長を置かないことで浮いたお金が6,000万円、これは全てまちづくりに充てておられます。私は、何でもやるんですか、町を創造しなければ町は消える、これは町長は2期目だそうですが、10年ぐらい前からこういう発想でやってきておる。町が消える、これは人口8,000人の町なんです、私の町よりもさらに大きい町でもそういう危機感を持っている。私は町長に言うたんです、ぜひともそういうことでうちの町とも交流してまた指導も願いたい、これは実現するかどうかは別にしても、その方は元職員なんです、職員だからこそ言えるそういうところもあります。私はこれはすごい町だなということで感謝を申し上げました。

議長も午前中に延長してでもやりたいと思いますので。

○議長（笹 公一君） 全部。

○7番（国清一治君） はい。合わせていきますので、延長が多少あるかもわかりませんが、よろしいか。

○議長（笹 公一君） 大体の時間はどのぐらい。

○7番（国清一治君） 10分ぐらい。

○議長（笹 公一君） ほんなら。

○7番（国清一治君） そういうことで、視察に行って何か得てくるということは大切なこと、私がこれはもう感銘いたしました。

最後の質問に行きます。

道路橋梁事業の推進であります。

まず、県道新浜勝浦線工事です。29年度着工ということでやっとスタートを切りました。繰り越して工事ができたんですけども、その実績は、課長、わかりますか。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 県道新浜勝浦線改良工事の29年度予算での工事の実績でございますが、県道幅員の拡幅と側溝整備で9メートルの実績でございます。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） そうなんです、私がけさはかったんでは5.5メートルもなかったんですけども、つち音を聞きたいということで、1回つちが鳴っただけで、それ以後30年に入って予算はついたと聞いてますが、工事は全く行われておりません。ここの工事費と工事予定を聞かせてください。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 県道新浜勝浦線につきましては、星谷地区の未改良区間約600メートルで整備を進めていただいております。今年度の予算は2,000万円で、進捗状況といたしましては、平成29年度予算で施工済みの箇所から西側に延伸するため、用地取得に向け交渉中で、用地が取得できましたら工事に着手すると聞いております。

今年度の工事の予定ですが、幅員の拡幅と側溝整備を40メートル予定していると聞いております。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 私はこの質問は11年ぐらいやっていますので、ある程度方向性が出ておりますので、質問はしなくてもいいかなと思っておったんですけども、全く工事が見えないということで、これは地元からも大分言われておりますので、必要なのであれば県でもどこでも私は行きます。今までも何回も行きました、町長も行ってもらうことになると思いますが、そういうことにならないように、もう11月ですから進めていただきたいと、またこれは何かの機会で聞きたいと思います。

次に、星谷橋ですけれども、今回基金条例が提案されました。ワンステップ動いた感じはいたしてはいますが、道のりは非常に遠い。提案時に同僚議員から工事についての質問がありましたけれども、あえて私は一般質問でこれからの工事の概要について課長にお聞きしたいと思います。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 星谷橋かけかえ事業の工事の概要ということでございますが、総延長で570メートル、これは生名バイパスの信号機のある交差点から町道星谷中央線と新浜勝浦線の交差点までの間でございます。星谷橋は延長が約170メートル、星谷側の取り合い道路が約100メートル、生名側の取り合い道路が約300メートルを計画しております。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 時間もないので続いて行きますが、工事費は、これまで少し言われたと思いますが、工事費と基金の予定積立額、期限についてはどういう方向で行くのか、言える範囲で結構です。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 基金で積み立てを予定している金額でございますが、私どもの試算では、社会資本整備総合交付金により、星谷橋をかけかえる建設費用としまして18億円を見込んでおります。国庫補助金と地方債を含めて、一般財源が2億円以上必要であると考えております。また、国庫補助事業対象外となりますかけかえに伴う周辺整備費を含めると3億円以上の基金の積み立てが必要になると考えております。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 町長に最後に聞きますが、歴代町長から見て初めて星谷橋かけかえを公約に上げていただきました。地元としてはありがたく受けとめております。今まで台風、豪雨時には心配と問題が絶えなかった最後の潜水橋であります。早期改修に向けての町長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（筈 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 星谷橋のかけかえでございますが、特に星谷地区の方には強い要望があつて、今回まだ第一歩というところまでは行っておりません、それにかかったというような状況かと思ひます。それで、今勝浦病院の横の道路がそれが完了するまでは待つていただかなければならないという心苦しいところはあるんですが、なるべくそちらも急ぎまして、早く取りかかれるように、5年後、6年後といったところであろうかと思ひますが、なるべく早く取りかかりたいというふうに思ひております。今回の台風等によりまして、今の潜水橋にかかるごみであるとかその部分で洪水になったときのいろんなそこが通行できない、あるいは消防団によってバリケードをつくってもらわなければならない、そういったことが解消されるということで、町全体でもそれに向けて取り組んでいくことにご理解をいただきたいというふうに考へております。

○議長（筈 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 地元としても、最大限の協力体制で臨みたいと思ひます。

これをもって7番議員一般質問を終わります。

○議長（筈 公一君） 以上で7番議員国清一治君の一般質問は終了いたしました。

議事の都合により、休憩といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（筈 公一君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

1番議員仙才守君の一般質問を許可します。

仙才守君。

○1番（仙才 守君） それでは、議長の許可をいただきましたので、ただいまより1番議員、平成30年度みかん会議一般質問を始めたいと思ひます。よろしくお願ひします。

通告書に従ってというところですが、4番目から始めたいと思います。

危険な老朽空き家、対策条例への制定時期はということで、この項目から質問を始めたいと思います。

この危険な老朽空き家ということにつきましては、ことしの1月の若あゆ会議に続いての質問になります。危険な老朽空き家については、住民より何回か対策をしてほしいという具体的な要望を受けております。その物件というのは、誰が見ても危ない、危険だということで、私も放置できないというふうに思っております。他の多くの自治体では、空き家等対策に関する特措法というのがありまして、それに基づいて条例を制定して対応しております。例えば、この近くでいえば石井町では、この特措法に基づいて条例を制定して、着々と対策を打っているところであります。

特措法というのを見ていただきますが、これは2年前に公布されております。それで、空き家が多くなったということでされておって、どういうことができるかということ、その特定空き家に対して除却、これは取り除いたり、それから修繕をしたり、立木の伐採等のいろんな処置の助言、指導、それから勧告、命令が可能、そういう段階を通じて、最後には行政代執行による強制執行まで可能にしている法律であります。簡単に言うとそういうことなんですけど、例えばもっと熱心な自治体もありまして、それは例えば九州の筑後市なんかは、この特措法ができる前から建築基準法の第8条とか第9条に不適切な建築という指定があるんですけども、条項がありますけれども、そういうのに基づいて、やはり条例をつくって対応していた熱心なところもあるわけです。大体他の自治体では、こういったことは防災係が担当しております。私も筑後市に電話をしまして、最初建設課に電話したんですけども、これは防災ですということで防災に回されました。それで、懇切丁寧に教えていただいて、そのときに相手の方から、私たちは建築基準法でやったけれども、今は特措法でやってますよというようなことを教えていただいて、それで石井町がやっているということがわかったわけです。この辺はさきの若あゆ会議で話をしましたとおりであります。そのときに危険空き家については、建設課長のほうから、権限がないので調査をしていませんというような答弁がありました。さらには町長から、老朽空き家が増加しているので条例の制定が必要だと思うと、こういう答弁もいただいたかというふうに思います。そこで、私としましては、他の自治体の条例を研究して、早急に準備をして、住民の

不安を解消してほしいというふうに思っております。

そこで、念のために建設課長に質問します。

権限がないということはどういうことだったのか、また条例はいつごろ制定できるのか、またその制定後の手順や手続について、簡単に説明をお願いします。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 空き家調査は権限がないためにできなかったという答弁をさせていただきましたが、その内容につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法が本町では計画がまだ策定されていなかったということで、調査ができなかったという言い方をさせていただいております。

それから、条例についてでございますが、条例の制定についてですが、県担当部局に確認しました。空家等対策の推進に関する特別措置法に基づくものであれば、必ずしも条例の制定は必要ないと聞いております。

それと、今後の手順になるんですけども、今後町内全域での空き家調査が必要となります。空き家の数、実態等の調査を行い、その後対策を検討するための会を設置し、その会の中で対策計画を策定することになります。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） それでは、今の答弁に対して、再度質問をします。

その会の設置、それから計画の作成ですか、それはいつになるんですか。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） まずは、空き家調査を行うための手段なり方法を現在調査研究をさせていただいております。必要経費の算定に努めてまいりたいんですが、それを平成31年度にさせていただき、その後は県の担当部局等とも相談しながら、事業自身も私のほうとして調査研究をさせていただき、進めていきたいと思っております。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） もうちょっと具体的に聞きます。

家屋の空き家の調査に入れる日、入れる時期はいつになるんですか。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 小休をお願いします。

○議長（笹 公一君） 小休します。

午後1時38分 休憩

午後1時39分 再開

○議長（笹 公一君） 再開します。

松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 平成31年度に空き家調査をいたしまして、対策を検討する会を計画を立てまして、その後事業を実施していくようになりますが、その年度につきましては、平成32年度には事業を施行していけるかと考えております。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） よそが着々とやっているのに、32年というのはちょっと遅いように思うんです。先に建物のほうが倒れるんじゃないかというふうに思うんですけれど、そんなスケジュールで大丈夫なんでしょうか、町長。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 老朽空き家の処理についてのスケジュールということでございますが、何分空き家調査って今まで何回かいろんなところでやってきとんですが、こと老朽空き家に対しての調査というのは、これからまず目視で、それから許可を得れば中の状況も調査する必要があるかと思えます。今までやったことのないので、そういったことに要する時間というのがまだ担当課としても具体的にわかっていない状況と思われます。ただ、やってみて早くできるようであれば、そういったスケジュールについても、前倒しをできないかというところで検討はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 空き家はたくさんあると思う、だけど危険な老朽化空き家というのはようけえないんです。勝浦町を見てもそんなに何百もあるわけがない、何十もないかもわからん。だから、実態にそぐわないように思います、住民の危機感に対する態度としては遅過ぎるように思います。この点についてはどうですか。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 老朽空き家というのは、何点か既に議員から今までの一般質

問の中でありまして、何点かはわかっております。やはり、町の全体の考え方としての計画策定というのがまず大前提ということであれば、先ほど申しあげました手順で進めていく必要があるかと思えます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 若あゆ会議での結果を議会だよりに載せたわけです。そして、9月の防災訓練のときに私のところへ寄ってきて、あれはいつなされるんですかというようなことを、うちの隣がこうなって大変なんですというようなことを言うてきた人もおるぐらいで、急がないといかんと私は思っております。

この件はこれで置きます。

続きまして、住民による災害復旧作業、ボランティアに相応の処遇をというような題をつけておりますけれども、どういうことかということ、ことしは台風による倒木被害というのが非常に多かった、特に坂本地区は多かったです。それで、倒木で県道や町道が通行不能になりました。住民が倒木の除去作業をすることになったんですけれども、経路はよくわからないんですが、役場からということで、住民が勝手に作業をしないようにというような連絡があったそうです。それで、業者に手配をしているので、それをできれば待ってほしいということだったんですけれども、生活道だということで、一刻も早く除去したいということで、住民がその辺を無視して除去作業を始めて、そして無事に終わることは終わったんです、事故もなく。役場としては、住民が作業中に事故があった場合、補償ができないし、後々いろんなことが面倒なことが起こるんじゃないかということで、そういう通達になったんだろうというふうに思います。そういうこともわからんではないんです。どういう状況だったかということ、これは道です、下は町道なんです、こんな状態で倒れているわけです。これを切って、こういう状態にする、これは同じ場所です。さっきのこういう状態に実際になって、絶対に動けないんです。これで救急車が通れとかなんかを言ったって無理なんです。それで、早うせにやいかんということで、業者の方も一生懸命やってくれました、だからそこに文句を言うつもりはないんですけれども、この辺は人手が要るということで、こういう状態でしたということなんです、実は3年前のみかん会議で同様の質問を私がしております、そして同趣旨の答弁をそのときに得ております。当時の町長

答弁というのは、責任やリスクを考慮すると、町としては慎重を期さねばならない、つまりけがでもされたら困ると、こういうことだと思うんです。しかし、住民の自助努力を引き出すことは重要で、他町村の動きを見きわめて答えを出したいということで、いまだに答えが出てないというのが実情だろうと思います。そのときの質問というのは、災害時に重機を持っている住民と作業協定をしてはどうかというような質問だったんですけれども、これも住民の方から申し出があつて、一遍聞いてくれんかという話がありまして、それで聞いたことです。慎重にならざるを得ない、これは何かあった場合の補償ができないというそういう状況からの発言だろうと。ない中ではそれはやっぱりそういう答えも出てくるわなと私は思っております。ただ、住民の自助努力、これについては尊重したいという思いがにじみ出たような答弁になったんだと思います。その後私も追及しなかったので、具体的な話になっていないのは非常に残念だと思つて、今回も少し住民の方から私に話がありましたので、きょうの質問になっております。

具体的な答弁を得るためにテーマを絞り込んだ形で質問をしますけれども、台風とか地震などで、つまり不可抗力で発生した町道への倒木、これの処理について、現在町のほうはどういう対応をしているのか答弁願います、建設課長で。

○議長（筈 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 台風とか地震による倒木、これとそうでない場合であったとしても、一般的な話といたしまして、この倒木が民地にあるものであれば、一旦は所有者の方に取りのきを依頼しております。

○議長（筈 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 所有者に声をかけて、それから除去作業は町がすると、こういうことなんでしょうか。

○議長（筈 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 倒木があつた場合ですが、一旦所有者の方に取りのけをお願いいたしておりますが、なかなか取りのけをしていただけないのが実情でございます。道路の管理上、町のほうで取りのけしている場合が多ございます。

○議長（筈 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 曖昧さが残ると思うんですけれども、基本的には木の所有者

が取りのけにゃいかんというように今聞こえたんですけど、不可抗力な台風とかによって倒木がある場合でも、公道です、町道とか県道は木の所有者がのけにゃいかんのですか、基本は。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 不可抗力であるような場合ですが、一応管理者ということでそのようなお話はさせていただいております。ただ、断りなく勝手に切るようなことは、町のほうとしてもそれは判断できないんじゃないかと考えております。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 私は、今のお話を聞いて思うのは、公道に不可抗力な形でわざとじゃなくて倒木があった場合は、管理者として取り除いていいんじゃないかと思うんです。いろんな先ほど言ったように、火事が起こるかかわらんとかいろいろあるわけですから、道路管理者として、一々木の所有者に同意を得るとかそんなことをしよったら、町外におるとか県外におるとか所有者がわからんとかいろいろあるわけでしょう、連絡がすぐとれると限らんじゃないですか。その辺はきちっと決めといたほうがいいと思うんですけど、どうですか。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 一応建設課の中で決めた形で倒木があった場合には、一旦は所有者にお願いして、これが無理であれば木を切らせていただく確認をした上で撤去をいたしております。それは、これまでもずっとそのようにさせていただいております。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） ボランティアの話でこの質問をしようんですけど、今の話はそのままにはできんと思う。もしも切るなど言われたらどうするんですか。ずっと公道に倒れたままにするということは今言ったんですよ、それはおかしいんじゃないですか。道路に勝手にというか不可抗力に木が占有しているわけですから、それを取り除くのは、管理者として当然ではないんですか、それは。その答弁で大丈夫ですか。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 一応倒木であったとしても、個人の財産でございますので、それを町の判断だけで切って撤去してしまうことはできないものと考えております。

す。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 同じ質問を町長，これは誰々回答するようになってる。山田さんでもいいんだけど，通告してあったよね，これ。じゃあ，山田さん，どうぞ。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 私の所管の分ではございませんので，はっきりしたことは申し上げられませんけれども，例えばの例として申し上げますと，例えば道路に，実際地震があった場合に，よくテレビで地震があったときによく放送されているとは思いますが，車が放置された。そのときに放置した車を勝手に処分する，勝手にのけるというのは基本的にできないと思います。それをのけることは，消防団員あるいは消防署員，こちらの方についてはそれをのけてもいいというふうに法令で規定をされております。ただし，のけていだけであって，その方がお持ちなっている権限を侵害するものではないので，もし壊れたり何か損害を与えた場合には賠償責任を逃れるものではございません。そういうふうなことから考えると，先ほど建設課長がお答えになった木にいたしましても，それに何らかの価値があった場合には，そこらを逃れられないのではないかなと推測はされます。あくまで消防のほうでの関係でのお話ですので，全てがそちらのほうに適用できるのか，同じような対応なのかというのは不明ですけれども，私のわかる範囲でございますと，そのようなことでございます。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 車を放置するというのは不可抗力なあれではないでしょう。何かの意図があって放置してあるわけで，別の問題が発生してくると思う。木の倒木というのは，台風とか地震とかで起こるとるわけですから，そこは違うと思うんです。それから，公道です。

○議長（笹 公一君） ちょっと小休します。

午後1時55分 休憩

午後1時56分 再開

○議長（笹 公一君） 再開します。

○1番（仙才 守君） これで時間をとって何なので，整理をしてほしい，このこ

とについては整理をして報告をしてください、後で、それで結構です。

この質問の趣旨からいうと横にそれてしまったので、私が言いたいことは、この作業協力者、いわゆるボランティアです、これに事故が発生した場合、現状では町のほうで補償とかそういうことができないんだろうと思うんです。これを一応聞きましょうか。もし協力してて、何か事故が起こったという場合にどうなるんですか。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 町が管理している道路で管理瑕疵があり、個人に被害が出た場合は、被害者に対し賠償する義務があるため、賠償補償保険に加入しておりますが、ボランティアによる倒木の撤去作業中の事故に対しては、適用外と聞いております。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 多分現状はそういうふうになっているのかなというふうに思ってますが、例えば消防団活動のような場合はボランティアだと思うんですけど、団員は非常勤の特別公務員というような地位があって、事故があった場合は、この災害補償ということになって、それはちゃんとした制度があるんだろうと思うんですけれども、一方ボランティアに対しては、ボランティア保険というようなものもあろうかと思うんです。これが適用されるかどうかは、適用条件がいろいろあって難しいと思うんですが、適用できる場合もあると思うんです。この辺を考慮して、何か使えるような保険商品とかあるいは新しい制度と言い出したらなかなか実現できないと思うんですけれども、例えばボランティア保険のようなものは使えないんですか。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） ボランティア保険について、研究をさせていただきたいと思います。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） じゃあ、そのほうも勉強していただいて、報告をお願いします。

過疎化の中で、私が思うには、住民が助け合って生活をする、そういう自助努力というのは、制止する、とめに行くのではなくて、応援するという姿勢が必要だというふうに思っております。前町長もそういう観点から答弁をしてくれた、リップサービ

スかもわかりませんが、そういう答弁があったものというふうに理解をしておりますが、町長、何かありますか。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 災害等が起こった場合、やはりほかの面でも申し上げましたが、近隣の住民の助け合い、自助また共助という部分でのところは非常に重要なことというふうに思っております。ただ、それで二次災害が起こるといようなことになってはならないかなというふうに思っております。やはり、そのボランティアで作業をされる方が身の危険を感じるとか、あるいはけがをすることおそれがあるという場合については、まず行政との連絡でその対応方法というのをご相談いただきたいというのが一番でございます。ただ、先ほども申し上げましたが、災害が起こったらすぐに、まず自分が助かる、それからそれが確認された場合には、次に近所の方をどうするか、助けるというようなことは、やはり行政としても非常にありがたいことというふうに認識いたしております。今回こういった町道の撤去につきましても、今回議員が先ほど映像で映しておったのは非常に激しいので、やっているときもけがもあり得るんでないかというようなことも思われます。ただ、例えば竹が倒れているとか、小さな木が倒れているといった部分で、それまで町のほうでさわらんといてくれというようなことではないかと、そのあたりを助け合いでやるのは、ぜひともこれからも住民の中で考えていってもらいたい。ただ、先ほど申し上げたように、身の危険を感じるような、あるいは二次災害にならんようというところを十分に注意はしていただきたいというのが私の思いでございます。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 要は、ボランティア保険とかあいう類いのものを使って、住民の自発的な活動を支援するというような考えはないと、こういうことでいいんですね。

次の質問に行きます。

耕作放棄地からの出水です、水が出たという、この災害に対して質問をしたいと思っております。

過疎対策として処置が必要ではということになっております。

通告書には、過疎対策としてというふうには書いてますけども、防災面からも対策が

必要ではないかというふうに思っております。その事例を出しますので、見ていただきたいと思えます。実際に具体的なほうがわかりやすいと思えますので、実際に被害を受けている事例を紹介いたします。

耕作放棄地からの水が一因となって、町外へ出ていった一家がある、こういうことなんです。それは、ここのご家庭なんですけれども、これ全体が耕作放棄された土地です、梅畑だったんですけれども、そして従来は水は溝を通して、これは溝なんですけれども、それで水路へ流れ込んで、こちらとこちらへ分かれて、ここが大きな水田だったのでこっちへ流して、大きな水路がありました。ところが、10年ぐらい前にこちらが耕作をしなくなった、というかする人が亡くなって放置された。同時に、こちらにも非常に広い土地なんですけど、水田がみかん畑に転作された、こういうような状況です、どこにでもある話です。この水路は必要なくなって埋まっています。この溝は、溝を通らずに道路を通るようになって、これは園内道です、園内道を通して、水路へ行かずに、水路はないですから下へ落ちて、この家のところへ来るようになった、これが5反ぐらいはあると思えます。なんで、100ミリ雨が降れば500トンの水が出る、計算上です、そういうことで徐々に水がこう出るようになりまして、家の裏に水がたまる、石垣から水が噴き出してくる、こういう状態なりまして、雨が降るたびに避難所へ一家で行く、こういう状況が続いたわけです。実際にはこの周辺の畑に穴があいたり、この道路が水で壊れたりいろいろしております。それで、もうこちらへは水は流せないから、どっか水路をつくって川のほうへ流せんもんだらうかということで建設課のほうに相談に行ったんですけれども、それはできんと、こういう話だったんです。こういう事例が実際に起こって、ことしの春ですか、急に私の家に来まして、対策をとったりしてたんで出ていきますということで、町外に出られました。水に押し出された、いろいろな原因があって出ていっているんで、水だけだとは限りません、けれども水に押し出されたような形になったわけです。私ももうちょっと頑張れなかったかなと思って情けない思いがしておりますけれども、ここが尾根ですから、もう水はこっちに来るしかないんです。この道はこう通って、こっからこの辺からこういう道がついておるわけですが、かなりの水が出ております。

それで、質問しますけれども、こういう場合に、役場としては何らかの対策がとれるのか、とれないのか。というか、とれないと言われたんですけれども、とれないん

でしょうか。ここはかなり急傾斜地です，落差が20メートルぐらいある，大変危険です。ここの耕作放棄もこの水路の変更，というか水路がなくなったこともこの家には何の責任もない。こういう場合に相談した結果，町は何もできないと言ったんですけども，もう一回確認します，何もできないんでしょうか。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） そのときのやりとりは私は存じ上げませんのでわかりませんけど，できないというのが，議員おっしゃるお話のとおりできないということの解釈と思います。解釈とさせていただいて，これから説明させていただきたいと思います。

それ以外で建設課のほうで対応できるとすれば，水路であるのであれば，県単土地改良事業が検討できるかなと思っております。それと，先ほどは耕作放棄地の場所だけでしたけれども，それが町道内の排水であれば，建設課のほうでも何らかの対応ができたのではないかなと思います。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 私は最近ここ3年ばかり地籍調査をしております，地籍調査には赤線とか青線とかがあるわけですが，青線というのは水路です，水路を何本も見ましたけれども，水がそこに満たされている水路というのは見たことがない。全部埋まっています，そして水田はどんどん減っていった。水路と水田の組み合わせでいろいろな治水というのができていたんだと思うんですが，それがどんどん失われているというのが現状だろうと思うんです。100本青線があって，水がそこを流れていたというのは見たことがないです，そういう状況です。水田が減るとというのは，もう米価が下がって，つくってもじゃあないと，こういうことなんです。そうした中で，1つの事例としてこういうことが起こったというふうに私は思っています。水田がなくなって，耕作放棄地ができて，それが組み合わせさって水が違うほうに来たと。先ほど何か言われたね，何かできるようなことを言うんですが，それは具体的にこの例でいうたら何ができるんですか。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 耕作放棄地内にある水路が機能しなくなった，壊れてしまい機能しなくなったような場合には，町としては県単土地改良事業というのがござ

います。その水路の上流または下流に耕作地があればできるんじゃないかなと思います。

○議長（筈 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） こちらの耕作地へ水を流してもしょうがないんです、もう要らないわけですから、必要な水はもうパイプで取ってますから。そうすると、もうこの下へ放水路をつくって川に流し込むしかないと思うんですが、それは今言った事業でできるんですか。

○議長（筈 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） これまで私の経験上ですけど、そのような水路のバイパスのような形での申請はしたことがございませんので、県のほうに相談するなりが必要かと思います。その前に、用地の関係、所有者が違うであったりとか、あと用地関係者の協力や理解がまず必要になってくるかと思います。

○議長（筈 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） おっしゃるとおり、この辺の地権者が全部違います。けれども、ここへ流し込むしかないんですけれども、大体県単何とかという農地がどうのこうのありましたけど、明らかにテーマとしては防災なんです、これは。ここへ土砂崩れがあるのを防ごうという話ですから、建設課が言うよりかは防災のほうで、工事は建設だから答えてるのかもわかりませんが、これは勝浦町全体を見渡してもかなり防災で工事をしてますよね。例えば、横瀬地区なんかでも大きな防災の、檜淵なんかでも大きな工事をしてるでしょう、あれは防災でしょう。それから、与川内あたりをずっと見ていっても、防災でたくさん工事をしてますよね。ああいう工事をしたわけですから、この家でちょっとここへ放水路を1本つくるのが防災でできなかったのかということを知りたいです。それは難しいんでしょうか。

○議長（筈 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） そのご質問のときというのは、民家の方がそこにまだ住まれておったときの話ですか。それは、そのときの状況というのは私はわからなくてあれなんですけど。

○1番（仙才 守君） それなら、結構です。別の聞き方をします。

○議長（筈 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） ここが今空き家になってますので、空き家登録をしたと。その場合に、ここへ入ってくださいというときに、そのかわり大雨が来たら避難してくださいといって空き家登録するわけにもいかんでしょう。そのときはこちらに水を流して、雨が来ても無事ですよというふうにせにゃいかんのじゃないんですか。今はもう住んでないからあれですけど、そういう場合はできるんですか。

○議長（笹 公一君） ちょっと小休します。

午後2時14分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（笹 公一君） 再開します。

松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） その宅地に人が住んでいる場合のお話ですけども、裏山が危険ということであれば、県単急傾斜事業が検討できるかなと思います。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） それじゃあ、何かできたのに、私の努力が足りなくて工事ができなくて、それで町外に出ていってしまったということで非常に残念に思います、それは。

じゃあ、話をもとに戻しますと、こういう耕作放棄地で水路の問題とか水田がなくなっている問題とかでいろいろ支障が、土砂崩れとかそういうのが雨も激しくなっているのかもわかりませんが、多発しています。私の家の裏も実は崩れとんです。こういうことに対して、町はどういうふうな態度でおるのかなというふうに思ったので質問をしました。何か言っていた、県単急傾斜何とかというのが適用できるということですね、人間が住んでおれば。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 先ほどお話ししました県単急傾斜事業のお話ですが、絶対できるというお話ではなくて、検討する価値はあるという意味でのお話でございます。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 済みません、申しおくれました。先ほど事業名をお話ししたのが県単土地改良事業と県単急傾斜事業というお話をさせていただきました。ほん

で、一応受益者負担がどうしても必要になってまいります。県単土地改良事業については、受益者負担は49%の負担、県単急傾斜地崩壊対策事業については、受益者負担が45%が必要になってまいります。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 多分私の家もしてもらっていると思いますので、本当にわかります。さっきの放水路なんかも、こういう安く上げようとしたら、こういう放水路であるとか、あるいはきちんとすればそんなにお金のかかる工事ではなかったというふうに思っているんで、残念に思っております。

次の質問に入りたいと思います。

教育長にお尋ねするということで書いておったんですが、小学校の英語教育については、去年のみかん会議で私が質問をしました。30年度から先行実施に向け準備中と、こういう回答をいただいております、これも議会だよりに掲載しておりますけれども、この件については9番議員が質問をしておりますので、そちらのほうが詳しいかと思っておりますので、割愛したいというふうに思います。

1つだけ、海外交流事業について、これも簡単にお答えいただきたいんですけども、新聞を見ておきますと、勝名地区だけでも例えば短期留学とかいろんな海外交流事業をしております。それを見てると勝浦町は慎重なんじゃないかという印象があります。その辺はどのように思われているのか、今後どういうふうにしようと思われているのかお答え願いたいと思います。

○議長（笹 公一君） 市川教育長。

○教育長（市川公雄君） 実は今まだたしかではないんですが、海外交流ということで、私どもの委員会のほうに1つ問い合わせの件がありまして、また具体的にはお名前が確定ではないんですが、中国のほうの小学校のほうからこちらの小学校のほうで、例えば給食活動であるとか、給食とか清掃の活動をぜひ見学させてもらえないか、そういう受け入れはできないものかどうかという、まだ非公式な形の問い合わせをいただいております。それで、昨今以前の校長会のほうで両小学校の校長先生に相談したところ、ああ、それだったらもういい機会なので、国際交流に向けてぜひ小学校としては、もし正式な話になったら対応したいというふうなことをいただいておりますので、今度正式な話があった場合は、その旨を相手方にお伝えして、具体的な話

として取り組んでいきたいなど。そういう形で、今のところ留学制度としてなかなか外へ本町の生徒を送るというふうなところまでは私まだよう考えておらんのですが、いろんな問い合わせ、海外からのそういう機会のある限りは、できるだけ積極的に取り入れて来ていただいて、そこで小学生、中学生あたりとはしっかり交流しながら、それから先のいろんな形の国際交流の面につながっていくように、いろんな形を利用して努めていきたいと、そういうふうと考えております。

以上です。

○議長（節 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 上勝町とか佐那河内ですとかは留学とかの支援をしておるようですけれども、実際に私もふれあいで宿直なんかをしますと、外国人の方が非常にふえました。それから、またこれから外国人労働者もふえるんじゃないかというふうに思います。入管難民法改正案ですか、今外国人労働者受入法みたいなのもやってありますんで、だんだんだんだんふえてくるんで、何か交流事業をやっておけば免疫になっていいんじゃないかというふうに思ったんで質問をしました。

この件はこの辺で終えたいと思います。

最後、光ケーブルの料金改定について、これも毎度のことなので、現状を教えてくださいと思うんですが、31年度から新料金、新サービス、どういう言い方かわかりませんが、適用ができるかというかというのはあるんですけれども、それを目指して交渉中というような現状ではなかろうかと思うんですが、今どのあたりまで進展しているのかについてお答えをお願いします。

○議長（節 公一君） 山田企画総課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 新しい新サービス体系での提供についてのご質問であらうかと思えます。

端的に申しますと、新しいサービス体系の提供が平成31年度当初からご提供することについては、無理であるような状況でございます。なぜかと申しますと、以前にもお話をさせていただいたんですが、上勝業者さん等との協議が必要になってきております。また、以前にも全協か何かでお話をさせていただいたと思いますが、業者さんが変わった場合に、ドメイン、アットマークから後ろの分でございますけれども、こちらが変わってしまいます問題とIP電話の番号が業者さんが変わると変わってしまうよ

うな問題、こちらのほうが以前からございました。これについて、上勝町業者と本年度30年度に入ってからではございますが、協議を数回重ねております。今年度について、こちらの2つの分につきましては、ドメインについては、広報でも変わる予定ですというんでお知らせをさせていただきましたけれども、この2つとI P電話の番号のほうも、業者さんとのお話である程度今の電話番号を業者さんが変わっても使えるというふうなところに近いところまで来ております。この問題を今年度中に解決するのが先でないかと、そうしないと業者さんもどこもかもが公平に受けられない、できないのではないかとということで、こちらのほうの協議を主に進めてまいっております。こちらのほうは、今年度中に基本的にはどうにかなるのではないかなというところまでは来ております。

あと、先ほど申しあげましたサービス体系の変更でございます。

こちらのほうも一応業者さんのほうには投げかけてございます。業者さんのほうの方針といたしましては、一応3つの料金体系で検討しているというふうなことでお聞きはいたしております。1つは現状のもの、もう一つはI P電話とケーブルテレビ、もう一つはI P電話とケーブルテレビとインターネットをセットでより高速なものというふうな、3つぐらいの体系で検討をしたいということで検討されていると聞いております。まだまだ確定ではございませんが、そちらほうの提案をいただいて、こちらのほうとしてもいろいろな検討を加えたいというふうに考えております。若干時間がかかっておりますけれども、やはり業者が変わることによってサービスが変わるといのはいいことはないんじゃないかなというふうなこともございますので、今年度につきましては、先ほど申しあげましたドメインの問題、I P電話の番号の問題を解決できるようにはなると思いますので、31年度にはその料金体系のほうで協議もできて、もっと進むのではないかと考えております。若干おくれておりますが、その件についてはおわびを申しあげておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鄧 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 細かい話を言うようですが、ドメインが変わるといのは、基本的には業者の都合でしょう。業者がやめたいというので、それを受けて変わるのではないんですか。

○議長（笹 公一君） 山田企画総課長。

○企画総務課長（山田 徹君） そもそも話をされますと、いつまでもはできないというような話だったと思います。ただ、その前提として、こちらのほうからもドメインが変わらないように、うちのほうでも持てるドメインをとりたいという提案はしていたようでございます。それをもとに、両方の一致したというとおかしいんですけども、この機会に変えておかないと、また無駄な費用、無駄な手間がかかるんでないかということで進めております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 今月号の広報かつうらで何か新しいサービス、便利なようにするためにドメインを変えますぐらいのことを書いてあったんで、これは事実と反するのではないかと、細かい話だからいいんですけども、そうちらっと思ったもんですから今言ったんです。

I P番号のほうがナンバーポータビリティというのが適用できて解決すれば、業者を変えられるということなんですけど、別に業者が変わらなくてもええとは思ってます、よくやってくれていると思ってるんで。ただ、全然インターネットを使ってない人にも同じような料金を請求するのはどうかなと思って、一昨年から言ってきたわけで、一刻も早くそれが実現してほしいなというふうには思っております。頑張ってくださいたいというふうに思います。これはまたおいおい質問をしてきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。余りうまい質問じゃなくて申しわけなかったと思っております。

○議長（笹 公一君） 以上で1番議員仙才守君の一般質問は終了いたしました。

2時45分から再開したいと思います。よろしく申し上げます。

午後2時29分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（笹 公一君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

2番議員松下一一君の一般質問を許可します。

松下一一君。

○2番（松下一一君） 議長の許可をいただきましたので。2番，一般質問を始めた  
と思います。

まず，通告の順番で質問をしていきたいと思います。

まず，道路の整備ということで，第三者から見たときに町の活力，そういうふうな  
ものの活力の指標は，見た目はどういうふうに映るか。それはやはり道路整備がきち  
んとできているか，それが一番重視されるのかな，そのように思います。このたび多  
くの方々の努力でいよいよ沼江バイパス着工の運びとなります。沼江バイパスについ  
ての着工の起点は，どこから始まって，工期はどのくらいかかるのか，まずその点  
をお願いいたします，建設課長。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 今回発注されております沼江バイパスの工事区間それと  
工期についてでございますが，区間については，沼江バイパス2期工事の終点であり  
ます町道沼江大原線との交差点から，西側に150メートルの区間でございます。工期  
については，もう既に発注されておまして，来年度6月30日までの予定で工事が発  
注されております。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） この間の工事というのは，山の切り取りが大部分かなという  
ように考えます。バイパスでの土砂の搬出ということは認められていなかった，現地  
で埋立処分をする，そういう取り決まりの中，沼江バイパスが計画されたと思いま  
す。でも，きのうも県の方から説明がありましたけど，山の切り取りで最初のうちは  
工区外に搬出をする，また東側谷合い埋め立てによるそこにオーバーする分，それ  
については工区外に出さなければ事実上工事はできない，そのように思います。東側  
谷合い敷地の利用計画を今までに何度となく説明を求めてまいりました。いまだに  
でき上がった敷地の利用計画は聞かされておられません。今回私はその敷地に公衆  
用トイレの設置ができないか，そういう提案をさせていただきます。その件について  
可能なかどうかお答えをいただきたいと思います。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 小休お願いします。

○議長（笹 公一君） 小休します。

午後 2 時50分 休憩

午後 2 時50分 再開

○議長（笹 公一君） 再開します。

松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 残土処理場跡地に公衆用トイレを設置してはということですが、お遍路さん、通学の児童・生徒、一般の通行者などの利用が考えられます。残土処理を終えた跡地の利用方法は現在まだ決まっていないため、残土処理場に公衆用トイレを設置するのであれば、跡地の利用方法とあわせて検討する必要があるのではと考えております。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） いつまでたっても残土処理場の跡の利用計画は一向に進まない。できるだけ早いうちにはっきりとした利用計画を示してほしい、そのように思います。

また、西側谷合いの交渉が難航しているところの埋め立て、その交渉はその後どうなっておられるのかお聞きいたします。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 西側の残土処理場についてでございますが、現在も交渉を重ねておりますが、7月議会で答弁させていただいたとおりでございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 引き続き交渉をしているということですが、実際にはどういう動きがあったのか、最近に交渉した経緯はあるのか答弁いただけますか。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 残土処理場の交渉は、不定期ではございますが、土地所有者の方のおうちへ訪ねて行って、お話をさせていただいております。具体的な話といたしまして、なかなか同意を得られない状況でございます。町としましては、例えば用地をお譲りいただけなかったとしても、周りの方が残土処理場のほかの用地関係者の同意をいただけるのであれば、その方向で進めさせていただいて構わないですかということでお聞きしましたところ、それは構わないということで、一応今の段階では、その同意いただけない土地所有者の方以外の土地所有者に対しまして意向を確認

をいたしているところでございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 東側の利用計画ができてない、また東側ができてないのに西側ができるはずもない。仮定の問題ですけど、西側が処理場として埋まったときに、利用計画、プランを持っていけば、私は前回からも言ってます、交渉の糸口がつかめる、そういうふうを考えております。ぜひ西も東も残土処理場として処理できるように努力をお願いしたい、そのように思います。

次に、沼江谷川の排水工事の進捗です、バイパスから。それに、用地で難航することとはございませんか。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 小休をお願いします。

○議長（笹 公一君） 小休します。

午後2時55分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（笹 公一君） 再開します。

松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 橋谷谷川の改修工事ですが、現在工事を発注しております。水稻の時期が終わりましたので、今後工事にかかっていく予定になっておりますが、現在まだ着手ができていないと思われま。

用地交渉についてでございますが、現在まだそこまでの交渉には至っておりません。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 用地の交渉はまだ残っていると、でも一部はもう発注済みですよね。私であれば、用地交渉が終わってから発注するのかなと思っておりました。スムーズに用地交渉が進むことを祈るだけです。よろしくお願いをしたいと思いま。

また、前回の質問で水道管の埋設について質問をさせていただきました。そのときに、その後県はその件について承知をしているのか、勝浦町の町営の水道を同時進行ですることについて承知をしているのか、またそのときの工事費の負担はそこまで話

は進んでいるのかお聞きしたいと思います。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 東側の残土処理場までの水道管の布設工事のことについてですが、町のほうでは沼江バイパスの歩道下の埋設を予定しております。県の担当者に対しまして、そのような予定であるということでお伝えをいたしております。

○議長（笹 公一君） 負担は、県費負担。

○建設課長（松本博文君） それと、工事費は、そこまでのまだ具体的な話までは至っておりません。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 計画がある以上、工事費の負担の割合は、それもどっちみち要るお金なんで、早く割合を決めておいたほうがいいのかと思います。

いよいよ完成というところ、完成が見えてきた、そのような沼江バイパスでありますけど、あと完成後の経過について、県に何か要望をされてますか。第2期工事では、のり面にシバザクラを植えて、切り取り部分が美しくなるように景観作物に力も入れていただいております。今回も山の切り取りがたくさんあると思います。それに対しての景観は、県のほうに要望をしてきたのかどうか、するのかどうかその点をお聞きします。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 山側ののり面の景観の対策についてですが、現在のところ町から県に対しての要望はいたしておりません。どのような要望ができるものなのかどうかも含めて、県に相談してみたいと考えております。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） せっかくバイパスの完成が見えてますので、でき上がりもすばらしいものになるように今から考えておいてください。

また、見通しが悪く、狭い柳原の県道の拡張の計画についてお聞きします。

今、防風林として効果があったのかないのか、大木が道の端にあります。歩道も歩道というほどのものでもないんですが、少しは確保されているような気がします。でも、大型同士の車は代行がスムーズにはいかない、大木があって前方の見通しもきかない。この道路の拡張の計画についてお願いをいたします。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 柳原狭隘部の拡幅工事の計画があるのかどうかということなんですが、県からは、現在徳島上那賀線では中角地区で歩道整備に取り組んでいるところでございます。まずは、その区間の早期完成に向けて注力してまいりたいと聞いております。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 地元の人からは、いつでも土地の提供の用意がある、そのような声も聞きました。全員がそうとは限りませんが、でも立ち退いてもいいですよ、後ろに引いてもいいですよ、そういう地元の熱意もありますので、あそこの道路の拡張は、時を見て町長も県に行ったときには要望を続けてほしい、そのように思います。

また生比奈小学校から西側の県道改良が終わり、東側で今工事が続行中でありま  
す。東側ができて、郵便局のあたりから今山橋西側までの西岡の狭隘部分は、そこは  
通学路としても非常に危ない場所でもありますので、早期の改良が必要となってきま  
す。でも、地元の人はその話を一回も聞いたことがない、あそこの道路が改良され  
るそういうふうな計画を聞いたことがないという人がおります。郵便局までの生比奈  
小学校東側の改良が終われば、郵便局から今山橋西側までの改良計画、それも要望を  
していかなければできない話、待っていれば県から言ってくる話ではないと事あるた  
びに要望していく必要があると思います。町長、どないお考えでしょうか。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 徳島上那賀線の西岡工区まで今決まっているところの歩道の  
整備が予算がつき次第行われているところだろうということで、例えば町の所有の農  
村婦人の家等についても、一部建物がかかるというようなことも聞いております。ま  
ずは、ここから郵便局までの歩道というのは、工事着手があつてすぐに1年でできる  
というものではないというふうに私も思っておりますが、着手したころには、その先  
に向けてということで、東部県土整備局等を訪問したとき、または毎年ことしも2回  
ほど東部県土整備局へ行って、またこちらへ来た折に、そののところも続けてという  
ことで要望はいたしております。もっと工事が進み始めて具体的にになったときに、早  
いうちにそういった要望ができれば、県の本課のほうまたは知事のほうに向けて要望  
は続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） こういう道路の要望とかは早目早目にやっていくほうがいいのかなと。やはり沼江バイパスも、きのうの県の話では3年半そこらでは完成するだろうと、その間には高速榑湊のインターも完成、同時に完成するか沼江バイパスが早いかなというような説明でありました。道路について、高速、沼江バイパスの完成、その連結について私は前から言ってますけど、町長、小松島市長と何か意見を交わしておりますか。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 実は昨日徳島東部の一地域、徳島市、小松島市、そして勝名の5町村の知事との懇話会がありました。その中で、私どもの要望として4点ほど上げたんですが、そのうちの1つとして、沼江バイパスの早期着工または県内徳島新浜勝浦線も知事に向けての要望の中で県と連携しながら進めていきたい、これからもご協力をお願いしたいということで、そこに小松島市長もちろんおりましたし、また私の要望の後、小松島市市長からは、四国縦断道そして立江、榑湊にできる地域インター、これは今年度中に国に向けてということだったんですがテンポが遅くなっているというような話もありましたが、それも含めて、お互いに協力し合って要望していこうと。勝浦町にとっては、沼江バイパスから地域インターがもし県がやっていただけるようになるのであれば、非常に大きな経済効果をもたらす道路ということで、まさにきのう市長とともに県に要望したというところでございます。

以上です。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 道路は命であります、道路が発展の目安ともなりますので、やはり道路整備を一番に考えてほしい、そのように思います。

次の農業の振興ということで、果樹試験場跡地利用について質問をさせていただきます。

この件については、7番議員からも先ほど質問があり、少し短目にしたいと思います。

9月の県議会には私も傍聴させていただきました。その答弁の中で、やはり10月中に

かんきつ類人材育成塾に関する協議会を立ち上げる、そのような答弁をいただいたと思います。この協議会にどういうふうに通としてかかわっていくのか、そのところを説明していただけますか。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） ご答弁いたします。

かんきつ人材育成協議会の中に町も入って県一緒に協議を進めておりますが、町といたしましては、産地の担い手となる研修生の掘り起こしや農家との連携による人材育成の推進、また育成塾のカリキュラム修了後の塾生が町内で就農できるよう、農地や住居のあっせんができるような体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） この件について、たしか10月16日の新聞だったと思いますけど、かんきつ人材育成の塾、これを開校するという記事が載っておりました。それは、基礎の知識、栽培管理、加工販売を学ぶ長期の塾です。また、生産者の学び直しを対象とする短期、2つのコースが用意されていると。あそこにこういうふうなものができるのかなと、私はこの新聞を読んだときに果樹試験場の跡地の文字がどこにもなかった、このかんきつ類育成のための協議会、そこが考えているのはひょっとして石井の果樹試験場でやるのでないのか、そういうふうな気がしております。果樹試験場跡地で計画をするのであれば、果樹試験場跡地の名前が出てくるだろうと。出てませんでした。こういう講座は、私は石井の試験場のほうに行って、果樹試験場の跡地の利用については、勝浦町に何とか言ってこいよと県はそれを期待しているのではないかと、そのような感じでおります。かんきつのこの後継者育成、人材育成のための講座ですけど、この講座にはみかんだけとは限らない、ユズがありスタチもある。勝浦町でそこに行ってユズの講義を受ける方は少ないだろう、スタチを受ける人も少ないだろう、やはりこういうことを考えたら、石井に持っていくのかなとそういう気がしておりました。そして、そこで学んだ人は、それぞれの市町村に帰って行って、勝浦町に移住、永住を希望するような、県外から来ても勝浦町に移住・定住したいというような方は少ないだろうと、そのように思います。もしも勝浦町の果樹試験場跡地に講座が開設されたとして、勝浦町に残り就農を希望する人がいれば、町としてどのような支援ができるのかお尋ねいたします。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） まず、旧の果樹研究所跡地ですが、そこでかんきつの育成塾を開校するというふうに考えております。

それから、町のかかわりのところでございますが、先ほどもご答弁いたしましたように、やはり担い手となる研修生の掘り起こしをしていかなければならないということと、そこで塾、短期塾、長期塾と長期コースとございますが、長期コースについては、基本的には今後勝浦町のみではないとは思われますが、かんきつ産地の担い手を育成することを目的とした塾をつくるということでございますので、町としても研修生、受講生の掘り起こしから、卒業後には就農できるような農地のご紹介ができるような形で準備を進めていきたいということでございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 講義の修了後には勝浦町に定住してもらえるような人材がいればいいのにな、希望的に私はそう思います。

跡地利用について、以前にも質問をさせていただきました。地元の意見を聞いて、地元での説明会もしてほしいということで、先ほど7番議員の答弁の中にも2回説明会をし、3回目も近々行うという答弁がありましたけど、どういう意見が出て、その意見をどうくみ上げていくのか、もし県の塾と同じ施設内でやるのであれば、どういうふうなことができるのか答弁をお願いします。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） まず、施設の利活用については、利活用方策検討タスクフォースの意見で集約を今しているところだと認識しております。そこにも町としても参画をしておりますし、それとあわせて町としては地元住民や若手農業者の意見を参考に、試験場本館の施設の一部を活用した町独自の施設利用というものを検討しておるといったところでございまして、まず地元からのご意見を数点紹介いたしますと、先ほど町長からもご紹介があったと思いますけれども、貸しスタジオやミニコンサートができるよう、また阿波踊りの練習ができるようなスペースとして活用できないかというようなご意見とか、シャワー等を整備したキャンピングカーが利用できる施設とか、支援学校卒業生を雇用したような作業所としての利活用、農福連携といったようなご意見、それから6次産業化を進めるための施設、料理教室ができるよ

うな感じの施設として利活用できないかとかといったようなさまざまご意見をいただいております。今後こういった地元の会また若手農業者の会を進める中で、町としてもある程度の利活用案、計画というものを取りまとめていきたいというふうに考えております。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 跡地利用については、もっともっと町が積極的に意見、計画を示し、その事業が実現して、移住・定住に結びつくような、そういうふうになっていければいいのにな、そのように思います。もっともっと積極的に県のほうにアタックしてください。

勝浦町の農業所得向上やみかんのブランド化のためには、絶対に生産量の確保、これが必要となってきます。そのためには、今ある農地を守り、耕作放棄地を農地として復元させることが重要となってまいります。農地の集約を図り、集落営農的に農業をしていかなければ、農業としては成り立たなくなってくる。

そこで、放棄地の貸借や売買、復元事業についてお尋ねをします。

将来の農地復元計画を持っている人が耕作放棄地を当面現状のまま維持する内容で貸借、売買の契約ができないのか、その点を聞いてみたいと思います。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 農地法第3条の内容になってまいりますが、農地の売買、貸借をする場合については、必ず農地を耕作しなければならないというようなことが基本原則となっておりますので、農地を取得する、農地を借りて耕作するという場合については、基本的に何をどうやって耕作するのかというようなところの計画が必要であるということでございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 法律的に言えば今の答弁のとおりになるんですけど、世の中には売りたい人、そういう売りたい人、買いたい人の条件が合わずに、買いたい人は、今買ってもすぐにはできない、耕作放棄地を復元することがすぐにはできない、当面は現状のまま置きたい、そういう人もおられると思います。そういう土地の売買、貸借の取引ができないというのは、いつまでたっても放棄地は放棄地のまま、そういう事態が続いていくということになります。放棄地の復元に当たり、町単の農地

再生事業があります。対象地は、どの程度の放棄地を指しているのでしょうか、産業課長にお答えいただきます。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 町単の農地再生事業についてのご質問だと思います。

再生事業といたしまして、耕作放棄地を復旧する場合ですけれども、10アール当たり5万円ということと、重機を使用する場合については、経費の2分の1ということと、以内の助成ができる必要経費を助成できるということ、また土壌改良をした場合については、2万5,000円、10アール当たりを上乗せできるということで、上限的には30万円の支援ができるということとなっております。ただ、開始後5年間については、農地として管理をしていただくことが必要でございます。また、維持管理、景観作物の植えつけ等についても可能であるといったような事業でございますので、面積要件については規定をしておりません。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 私が聞いたのは、1年間を放置してある農地でも大丈夫なのか、それが2年、3年、4年、5年のどの程度の耕作放棄地を復元するときその制度が使えるのか、1年でも使えるという解釈ではないと思います。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 通常それをどの段階を耕作をしというふうに見るかということになるんだと思うんですけれども、条件的に、通常普通に耕うんすれば耕作ができる、景観作物も作付できるといった形の農地については、基本的には対象に含めないというふうに考えております。以前の事業では、基本的なのは重機を使用した場合というような形の条件というものが入ってございましたけれども、重機の使用条件を除いておりますので、そこらについてはまた現状を確認して、事業対象になるかどうかというところは確認をする必要があるんだろうというふうに考えております。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） ありがとうございます。

次に、先ほどの質問にかぶってはくるんですけど、移住希望者の移住してきたい、そういう希望者の方がかんきつの人材育成塾を受講し、修了後に町単の農地再生事業

を活用して農地を購入して新規就農したいと、これは塾を修了して農業に目覚めればこういう考えになる人もおられると思います。ありがたい話だと私は思うんですけど、そのときに初めて勝浦町で土地を購入したいということになりますので、その場合、下限面積は今は50アールです、それ以上であれば問題はないのでしょうか、それに満たなければ、この希望者の要望は却下される、そういうふうな解釈になるんですが、そのとおりでしょうか。

○議長（筈 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 前回の議会でもご質問いただきましたように、農地法の中での第3条の中での下限面積として、50アールというような農地の取得につきましては下限面積が設定をされており、今現在勝浦町では50アールが下限面積そのものになっておるということでございます。

○議長（筈 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 50アールということについて、先般下限面積のアンケートをとったと思います。そのアンケートの結果は今わかりますでしょうか。

○議長（筈 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 農地の利用意向等についてということで、経営農地の所有者、耕作者を対象にアンケートを実施しております、現在まだ集計作業中ではございますけれども、集計人数256人といったところなんですけれども、その段階での調査結果としてご報告申し上げますと、下限面積につきましては、現状維持というところが45%、下限面積を下げたいといったような答えをいただいた方が55%といった現状での数値ということでございます。

○議長（筈 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 半数以上の方がこの下限面積を下げたい、そういう意向であれば、それに沿った判断を今後していくのでしょうか。

○議長（筈 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） これについては、今後こういったアンケート調査結果の集計として上がってきたことも含めて、農業委員会の中で協議して、別段の面積を設定するかしないかといったことについてを決定するということになります。

○議長（筈 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 農業委員会の英断を期待したいと、そのように私は思います。

次に、耕作放棄地の復元作業においては、雑草であったり雑木、竹、その処理に苦慮します。私も今は焼却処分をしているのが現状であります。剪定枝を含め、これの適正な処理の方法はありますか。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 果樹を中心とした作物を耕作する上で、整枝剪定作業というのは必要な作業の一つだと考えております。ただ、現状で整枝剪定した枝については、農家の園地内または園地の端あたりで置いておるといったことが現状だろうというふうに考えております。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 農業用の廃棄物の焼却は、これは一部認められているという解釈で私はいるのですが、焼却するということについてどのようなお考えでありますか、住民課長。

○議長（笹 公一君） 中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきまして、平成13年4月1日より、野焼きについては原則禁止をされております。しかしながら、議員おっしゃるとおり、一部例外で認められている場合がございます。その場合に該当する例といたしまして、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないとして行われる廃棄物の焼却が一部認められてございます。ただし、その場合でも煙の量やにおいては、近所に迷惑がかからない程度の少量にとどめるという規定が設けられておりますので、ご注意くださいようよろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 今言われたことを注意して焼却したい、少しわてでも、少しずつの焼却でとどめたいなど、そのように思います。

また、その種類にもよりますが、チップーによる粉碎処理ということも考えられる、これの利用料の補助または購入に関して、どのような補助が受けられるのか、産業課長。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 整枝剪定枝をチップにする切断機チップーのことと思いますけれども、こういった機械については、今共済組合さんのほうに2台保有しておるといふような情報を持っておりますので、こういった機械が必要なときについては共済組合のほうでお借りいただき、ご使用いただけたらというふうに思っております。組合員の方が対象で、直径10センチぐらいまでの枝については裁断が可能というふうに聞いております。ちなみに1日当たりの使用料については1,500円というふうに聞いておりますので、現在これに対する助成とかというものについては、町のほうでは制度化はしてございません。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） ありがとうございます。

次に、最後の質問ですけど、役場の体制というか行政サービスというか、全般に質問をしていきたいと思えます。

勝浦町では、最近あってはならない起こるはずがない事案が起きております。これだけではない、まだまだマスコミに知られたくないものがいっぱい潜在的にあるのではないかと、そのように思ってしまう。職場の環境や人間関係はうまくいっているのだろうか、役場内にパワハラ、セクハラ、そういう被害を受けている人はいないのだろうか、心配しております。不正であったり、上に向かって物事が言えない、意見も言えない、そういう方が一人で悩んでしまう、そんな職場環境にあるのではないかと。メンタル面も含め、通報であるとか個人的な相談でもできるシステムが構築されているのか、その点を質問します。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 職場でのいろいろな問題点の相談体制ということであらうかと思えます。

大きな部分では、役場の公益通報制度ということで、役場の企画総務課のほうに相談窓口は設けてございます。ただ、そこまで大きな話でない場合、例えば職員管理関係のご相談等になりますと、そちらのほうも企画総務課のほうの人事担当あるいは行政担当あるいは課長のほうで受けるような格好になろうかと思えます。また、ストレスなどのメンタル的なものは、課長及びそちらの担当のほうで相談を受けるようなこ

とといたしております。ただ、公益通報については今のところはございません。あと、いろいろなストレス面あるいは悩み等につきましては、細かいと言っているのかどうかというのはございますけれども、私のほうあるいは担当のほうに相談が昨年から今までで何件かございます、どちらかというともメンタル面のものが多いような状況でございます。数については、いろいろ細かい話になってきますので、ここでは控えさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） そういう対応策もあるということのようですが、最近は職員間の中で酒を飲む機会も少なくなったということをお聞きします。職員間の中で対話が少ないのではないか、対話をすれば相手のことが理解できる、また自分の意見もわかってもらえる、やはり職員間の対話は重要であります。私は、もっともっと酒を飲めとは言いませんけど、職員間の交流を図ってほしい、そのように思います。

また、最近では飲酒運転が絶えません。夜の深酒の影響で、朝の出勤時アルコールが検出されることがあると思います。最近では民間の会社にも夜10時以降の飲酒を遠慮する人がふえております。朝アルコールチェックでアルコールが検出されれば、仕事をさせてもらえない、そういう職場もあります。私は、勝浦町の役場でもそうであってほしい、容易に深酒をして、朝が来たら頭が痛い、そういう状況で職務に当たってほしくない、またその人は飲酒運転で車に乗って登庁されたというように思います。

そこで、月に一、二回、強制ではなく自主的に出勤時にアルコールのチェックをしてほしい、自主的にチェックをしてほしい、そのように思います。まして公用車を使用する場合、システムはどうなっているかわかりませんが、キーの受け渡しの際には必ずアルコールチェックを受けて、飲酒運転でないことを証明して任務に当たること、そうすべきであると思います。この件について、町長、見解を聞かせてください。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 職員の規律は、議員おっしゃるとおり、法に触れるような行為は、業務上はもちろん、私的なところでも許されないことというふうに思っております。特に昨今公務員のみならず、いろんなところで飲酒運転で悲惨な事故等が起こ

っているところでございます。以前にこういったチェック用の機械は購入して、たしか総務課の後ろに置いてあったかと思うんですが、もうこれも古くなったようでございます。また、このあたりの職員の管理等については、議員のおっしゃるように、チェックができるような体制を築きたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） このチェックをする機械というのは、安いものであれば七、八千円、普通のものでも2万円か3万円、いいもので10万円もあればできるものがあります。お酒を飲む方は、各自で朝車に乗る前にチェックをするぐらいで私はいいいかな、それは自主的な判断にお任せをします。

また、勝浦町のイメージは最近よくない、そのような気がします。病院や学校など、公共施設での喫煙は禁止されることがもう常識化しているような気がします。町を歩きながらのたばこ、ホテル、飲食店でも喫煙は許されない場合があります。勝浦町の役場でも、イメージアップのために敷地内を禁煙にしたらどうでしょう。禁煙にするとどのような弊害、影響が起きるのか、以上お答えいただけますか。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 現在、役場では施設内禁煙を行っております。あと、外、外部ではございますが、現在役場の裏と福祉センターの南側に2カ所灰皿を設置をいたしております、敷地内禁煙にまでは至っていない状況でございます。ただ、その禁煙の灰皿等を見ますと、やはり若干名でございますが、喫煙をされた方がおいでるような状況ではあります。ただ、時代の流れ、また役場としても徐々に一部での喫煙禁止、そして施設内の禁煙、それらをやってきて、そこでもある程度の決まったところでなかったら吸えないというふうな格好に進めてきたような状況ではございます。敷地内禁煙にするために、まだ周知もありますし、すぐにとということにはなかなかいかないかもわかりませんが、やはり健康管理、それから迷惑を受ける方がおることを考えますと、順次敷地内の禁煙について取り組んでいく必要性もあるのかなと考えております。若干まだ時間をいただけたらと思っておりますが、以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） この件について、1日の喫煙場所での延べの喫煙者は、おおむねどの程度あるのか、また役場での休憩に関する職務の規定、そのようなものはどうなっております。1日何回でも喫煙オーケーなのか、1日10時に1回だけなのか、1時間に1回ずつ喫煙が許されるのか、たばこを吸わない人より1日すれば30分余計休憩しているような感じにもとれます。その休憩に関する規定と1日の延べの喫煙者人数をおおむねで結構です。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 非常に申しわけございませんが、人数については正確な把握は今しておりません。ただ、職員の中で実際に喫煙される方というのは、5名程度でないかなというふうに思っております。昔は非常に多くございましたけれども、最近は減っているような状況でございます。

あと、勤務時間の話でございます。8時30分から12時まで、それで12時から1時間食事休憩、1時から17時15分までが基本的な勤務時間となっております。役場内でそれ以外の休憩についての規定というのは特に設けてはございません。ただ、2時間に1回程度の休息というか、そこらをとることについては、事務の効率上は問題はないのでないかなと思っておりますけれども、規定の中でしているものではございません。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 1時間に1回たばこを吸えば3分はかかる、8回行けば24分、30分近くが喫煙タイムということになります。また、役場には人事異動もあれば出向もあるだろうし、禁煙場所に出向いていかなければならない状況にもいつなるか、そういう状況が訪れるともわかりません。私は、禁煙にしても何ら不利益をこうむる者はいないだろうと思っておりますので、できるだけ早い時期に敷地内の禁煙の決断をお願いしたい。

次に、市役場の施設内で自分が感じただけの安全上不備と思われる箇所があります。その点について改善をお願いしたい、できるのかできないのか答弁をいただきたい。

まず1番に、西側の職員駐車場におりるスロープがあります。そのスロープに柵が

設けてあります。その柵が十分でなく、先日女性の方が柵に沿っておりたところ転倒しました、夜中でありました、夜でありました。なぜそこに柵がないのか、柵があれば転倒することはなかったと思います。安全・安心をうたう町長は、危険と思った箇所には手当てが欲しい、そのように思います。

また、駐車場にも街灯がありません。暗闇で夜には帰らなければならない状況がありますので、できれば駐車場に街灯を設置してほしい。

もうあと2点あります。

正面玄関の階段があります。そこに滑りどめがついてません。以前にも町長にはその旨言ったことがあると思いますけど、なぜ滑りどめがないのか。

また、庁舎の東側の出入り口の南側からはスロープで上がってきます。おりるところは階段になっております。私は以前に産業課に用事があって、向こうからスロープで上がってきて、スロープになっていることと頭の中が認識していましたので、そのまま行って倒れそうになったことがある。スロープからなぜ階段に切りかえなければならないのか、この4点について早急に対応をしていただけるのか、しないのか。しないのであれば、その理由があれば聞かせていただきたい。これは企画か町長、まず町長、対策としてできるのか、危険箇所を。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 庁舎の安全管理ということで、職員はもちろん、一般の住民の方も来庁される、利用されるというところであれば、改善はしていきたいというふうに思っております。また、予算も必要になってくることになるかもしれませんので、新年度の予算には遅くとも計上していくということをご了解をいただきたいと思っております。ただ、全ての箇所について、施設的な改善が必要かどうかというのは確認させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 改善の必要なところは改善をしていただきたい、そんなに予算はかからない安全策であります。

次に、1個飛ばさせてもらってもよろしいでしょうか。

救急業務の装備は万全かというところで、最近私は、他県において救急の世話にな

る事態が発生をしました。改めて救急活動について考えるきっかけにもなりました。私が体験したことが勝浦町ではできるのだろうか、救急業務が遂行できるのだろうか、そのような不安にも襲われています。救急救命士と救急隊員の仕事の分担は、これはどうなっているのか、またそのときにレスキューが必要となった場合の手順です、それはマニュアルができてますか、レスキューが必要になった場合。それと、救命士と救急隊の仕事の分担は、はっきりしたものがあるのか。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） まず1点目、レスキューの問題でございます。

レスキューにつきましては、本町にはレスキュー隊というものはございません。車対車等の初期のレスキューにつきましては、後のほうの話と絡まってはきますけれども、救命士のほうでできる範囲についてやるということで決めております。あと、それよりも大きい場合、レスキューが当然ないのではございますけれども、小松島の消防署のほうに協力を依頼するような格好になっております。その依頼方法については、マニュアル化をされております。ただ、そちらのほうにつきましては、最終的に町長から頼むというような部分もございますが、一応できるだけ迅速に来ていただくようなマニュアルをつくって対応するようにいたしております。

あと、救命士と救急隊との仕事の分担でございます。

救急救命活動については救命士が行う、それ以外の患者さんの搬送等については主に救急隊が行うというふうな仕事分けとなっております。ただ、いろんな状況がございます。そういうふうな状況の中で、両方が協力しながらやっていくようなところがございますので、搬送についても救命士のほうが協力して手助けをするということもございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 私が世話になったときには、救命士は3名でした。それで、現場の状況を私も説明をし、3名では手間が足りないと私が判断し、その旨を伝えたところ、消防車が来てくれました、救急車と消防車2台が来ていただきました。勝浦町の救急車には、どういう装備がされて、どういう事態には対応できるけど、こういう場合にはできない、そういう事態が起り得ると思うんです。恐らく私が要請した

ときに、勝浦町であれば対応ができてないだろうなど。救命士の仕事、救急隊員の仕事、その区別が救命士は自分はその場に行っていく場合は救命士です、でも崖の下におりてでないと手当てができない、その場合は救命士の仕事になるのでしょうか。その崖というのが2メートルの谷底で、普通の谷であっても水の中、上に上げてもらってであれば救命士ができるんですけど、谷におりてまで救命士の仕事なのか、そこにおりるには、はしごも要るだろうし救助用のロープも要るかもわかりません、普通の担架では上に引き上げることもできないと思います。ちょうどそのような状況であったので、私が今質問をさせてもらってます。救急車にそういう装備は備えられているのかお聞きします。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 基本的には救急車でございます、救命活動に限られると思います。ただ、初期救助につきましては、先ほども申し上げましたように、車からの部分で、先ほど言われた谷についても、現場の状況によるんですけども、行ける範囲は行きますが、山岳や河川などでの遭難等につきましては、基本的にはそこまでの救助というのはできないようになっております。

あと、装備でございますが、足場の悪いところとかそういうふうなあとは角度が急な階段とか、そこらでおろすための担架につきましては、救急車と軽のほうの救急車とともに、布担架というふうなものを装備をいたしております、普通の担架と布担架とそれぞれ1つずつしております、その屋内の階段部など狭隘なところを運ぶ場合は、そちらの担架を使うような格好で対応をしているというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 急で駆けつけたときに、2メートルの谷底にでもおりる場合にはしごが要る、そのはしごの用意とか、場合によればロープも要る、そういう装備はできているのかということを知りたいんですけど、そういういろんな場所があると思うんです、条件も。2階から人をおろすのも、それにレスキューを呼ぶわけにもいかないだろうと、はしごがあれば簡単に下におりれる、でも飛びおりるわけにもいかない、そういう場合にはしごがあれば簡単に救急活動ができる。はしごは絶対に

必要用具だろうなと私は感じました。はしごを装備するお気持ちはございませんか、考えは。

○議長（筈 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 申しわけございませんが、はしご、ロープにつくま  
しての装備については、今確認はできておりません。ただ、先ほども申しましたよう  
んに、非常に危険な場合はしごを使っていくとことか、ロープを使っておりなけれ  
ばならないようなところについては、基本的には今現在では行けないというふうなこ  
とでございます。装備については確認をさせてもらいたいと思います。あるからとい  
って必ずしもそれを使って行けるというんではないということをご理解をいただきた  
いと思います。救命士の業務、レスキューはレスキューの業務それぞれに分かれてお  
りますので、できる範囲の救出はされますけれども、危険なところについては行けな  
い場合もあるかと思えます。装備はもう一回確認させて、後で報告させていただきま  
す。

○議長（筈 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 私が言っているのは、そんなに危険な箇所ではない、でも2  
メートル下におりなければならない、それは下が田んぼである場合もあるだろうし、  
そんなに危険性を帯びる場所でない場合にはしごが必要だろうと。引き上げるにもは  
しごに沿って引き上げなければならない、そういう場合が私の経験であったので、そ  
ういう装備も要るのではないかということをお聞きしているわけです。

それと、救急車両の事故、故障がいろいろあると思うんですが、その場合に対応で  
きる車両確保はいつでもできるという状況になっているのか。救急車の場合、事故を  
起こす可能性が十分にありますので、その点代替えの車両の手配はスムーズにできる  
のか。

○議長（筈 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 以前には旧車両を一時的に保管しておいて、そちら  
の車両を使うというふうな対応をしてきた経過はございます。現在は高規格の救急車  
と軽の救急車2台体制で対応を行っているところでございます。事故等の場合の対応  
でございますが、どのぐらいの期間になるかということにもよって違ってはくと思  
いますけれども、とりあえずは軽の救急車両でかわりをするというふうな対応を考え

ております。

それと、装備等について、軽の救急車両にいたしましても、多分ほかの代替車両を準備するにしても、装備というのはどうしても備わっていないということが前提になるかと思えます。ただ、そちらにつきましては、最近ドクターカーの運用が非常に広がっておりますので、そこへの連携等で対応するようなことになろうかと思えます。とりあえず一時的に車検のとき、あるいは二、三日の対応であれば、軽の車によって対応することになろうかと思えます。

以上です。

○議長（筈 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 救急車の事故のことは言いたくないんですけど、事故を起こす可能性もあるので、救急車にはドライブレコーダーが今装備はされているか、ドライブレコーダーだけではなく、四方にカメラをつけてほしい、つけておくべきと思えますけど、どのような考えでしょうか。

○議長（筈 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） ドライブレコーダーについては、確認してないのではっきり言えませんので後で、たしかついていたと思えます。あと、周りのカメラにつきましてはというのは、後方のバックするとかああいうふうなカメラという話でしょうか。

○議長（筈 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） そのカメラで、事務所において救急車を確認できる、どういう作業をしているか、モニターです。カメラで映した分を事務所のほうで誰かが救急車の作業を確認できる。

○議長（筈 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） そういうものについては現在装備をいたしておりません。ほかのところでされているのかどうかも私も勉強不足で存じ上げてないので、申しわけございません。

○議長（筈 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） バスとかであれば必ずついていると、どこでバスがとまっている、休憩している、事務所で必ずチェックはできる、車に歯どめをしているか、と

まったときに車に歯どめをしていなかったら事務所でそれが確認できる、そういうためのカメラがあります。

それと、ごみの収集について、時間の厳守をお願いしたい。予定より早過ぎるのであれば、その後の掃除とかに担当者が困惑をする、収集時間が早くなるのであれば、協議の上、時間を早めて、時間は厳守をしてほしいという要望があります。この点にお答えをいただけますか。

○議長（笹 公一君） 中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） 現在、ごみの収集につきましては、収集日当日の午前6時から午前8時までの間に収集場所に出されたものにつきまして、委託業者に収集をするようお願いをいたしております。しかしながら、現実には守られていない状況にあることは確認をいたしております。業者に徹底するように指導をいたしたいと思っております。また、地区の状況に応じて、収集時間等につきましては検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 収集は大変ご苦労をかけているわけですが、私たちのほうからのお願いであります、時間を厳守していただきたい。遅いのは結構です、おくれることは結構なんですけど、早過ぎるのは困る。これは何でも一緒と思います、飛行機でもバスでも、おくれることは乗れるんですけど、早過ぎたら乗れない、そのような感じであります。

今はパッカー車1台で業務に当たられているというふうに思います。1台での時間内に業務を終わらせることが厳しいのであれば、2台にしてはどうか、この点にお答えをいただきたいと思います。

○議長（笹 公一君） 中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） 現在収集車につきましては、可燃ごみにつきまして、1台で収集をいたしております。小松島のほうに焼却のほうを委託をさせていただいております。その関係で午後2時までには通常は入るように言われております、ただし土曜日とかにつきましては、午前11時までとなっておりますので、土曜日については少し厳しいのではないかなと考えております。

収集車を2台にしてはどうかというお話でございますが、収集車は役場のほうで購入して委託業者にお渡しをいたしております。予算の関係等もございますので、収集車をふやす件につきましては、非常に難しいのではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 1台でも業務に支障がなければ私はいいと思いますけど、そのために時間が守られない、それではまた困ります。時間の厳守だけお願いをしたい。

最後に、パッカー車の運転が非常に乱雑であります。パッカー車にはドライブレコーダーはついているのでしょうか。

○議長（笹 公一君） 中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） 現在のパッカー車につきましては、ドライブレコーダーのほうはついていないと認識しております。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 町のパッカー車ですよね、その車がどういう走りをしているか、万が一の場合にどういう状況であったのか把握するためにも、私はぜひつけるべきであると、そのように思います。

それともう一点、朝早くから業務に当たられているについて、業者にアルコールチェックを義務づけてほしい、運転手の。運送会社に行っておれば、必ずやっていることなんです。バスの運転手もトラックの運転手も会社に行ったら必ずアルコールチェックは受けます。パッカー車の運転手にもその旨は義務づけるべきと私はそう思います。ドライブレコーダーとアルコールチェックは必ず励行してほしい、そのように思います。

時間はどのぐらいでしょうか。

○議長（笹 公一君） 今大体ちょうどのぐらいになりましたんで、あと延長は許可しますが、大体の時間はどのぐらい。

○2番（松下一一君） もうこれで時間どおりで終わりたいと思います。あとは割愛させていただきます。

○議長（笹 公一君） 掲示板はいいですか。

- 2番（松下一一君） もういいです。済みません。
- 議長（笹 公一君） 答弁を用意しとるかもわからんけど。
- 2番（松下一一君） もう延長なしで、もう終わります。
- 議長（笹 公一君） ありがとうございます。

以上で2番議員松下一一君の一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

なお、あすは引き続き9時30分から一般質問を再開いたします。

お疲れさんでした。

午後4時15分 散会